

第23回 建築行政共用データベースシステム 連絡協議会 理事会

日時 令和5年7月26日(水) 14:00～15:00
場所 WEB開催(ミーティング形式)
<https://zoom.us/join>
ミーティングID : 829 4380 8803
パスコード : 748293

次 第

1. 開 会
2. 役員紹介
3. 議 事
 - 第1 前回議事録の確認
 - 第2 総会付議事項の確認
 1. 役員選任の件
 - 第3 総会報告事項の確認
 1. 利用状況等
 2. 改修状況
 3. オンライン化の現状と今後の方針

配付資料

- 【資料1】 前回連絡協議会理事会 議事録(案)
【別 添】 第19回建築行政共用データベースシステム連絡協議会 総会資料

第 22 回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 理事会 議事録（案）

日 時 令和 4 年 7 月 28 日（木）14:00～14:40

場 所 ZOOM によるオンライン開催

資 料

- ・ 次第
- ・ 連絡協議会役員一覧
- ・ 前回理事会 議事録（案）
- ・ 建築行政共用データベースシステム 利用状況等
- ・ 改修状況等
- ・ 既存建築確認台帳の電子データ化について
- ・ 建築行政・技術情報提供事業（講習会・図書販売・情報提供）
- ・ 建築確認手続及び建築士事務所登録手続のオンライン利用促進事業
- ・ 連絡協議会 会則
- ・ 連絡協議会 入会状況

出席者（敬称略、カッコ内は代理出席者）

会 長	東京都	飯泉 洋	
副会長	大阪府	牧田 武一	西 晃弘、安森 健章
理 事	北海道	清水 浩史	（関 伸泰）
	宮城県	小出 昇	
	神奈川県	伊藤 浩	（高橋 昌祐）
	石川県	渡邊 学	
	愛知県	大岩 幸司	
	岡山県	金光 伸英	
	広島県	河野 龍	
	福岡県	松藤 博昭	
	日本 E R I（株）		: 増田 健
	ビューローベリタスジャパン（株）		: 川越 茂幸
	（株）確認サービス		: 中川 鋭彦
	（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター		: 武縄 真次
	（公社）日本建築士会連合会		: 成藤 宜昌
事務局	後藤 隆之、木下 一也、久保 博史、秋田 和史、海野 敦、小池 政司		

1. 役員紹介（事務局）

役員一覧及び ZOOM 画面確認により、紹介に代えた。

2. 会長挨拶（東京都 飯泉会長）

本年4月より、当協議会会長の職を仰せつかっている。

本日は、共用データベースの利用状況の他、改修状況について説明される。理事の方々におかれては、忌憚のないご意見を賜りたい。

3. 理事長挨拶（ICBA 後藤理事長）

日頃より共用データベースを始め、当財団事業にご支援いただいていることに、あらためて御礼申し上げます。

国においては、デジタル化の促進が引き続き喫緊の課題となっている他、脱炭素社会の実現に向けた法改正を行うなど、建築行政がより多様化、複雑化している。

当財団では、システムの安定稼働のため数年の準備期間を経て、昨年未年始にシステム機器全般の更新を行った。

近年は電子報告のニーズの高まりへの対応、システムの操作説明の動画配信を行うなど、新たな取り組みも行っている。

当理事会においては今後共、皆様の積極的なご参加をお願いしたい。

4. 議 事

（1）前回議事録の確認

気づいた点などあれば、事務局へ連絡する。

（2）利用状況

- ・事務局より、配布資料を基に利用状況等について説明された。
- ・事務局より、畜舎建築特例認定事務における共用データベースの利用について、説明された。

（3）改修状況

- ・事務局より、配布資料を基に改修状況について説明された。

（4）その他

- ・事務局より、配布資料を基に既存建築物の電子データ化、建築行政・技術情報提供及び建築情報システム高度化促進事業について説明された。
- ・事務局より、建築確認手続及び建築士事務所登録手続きのオンライン利用促進事業について説明された。

以上について、質疑等なし。

5. その他

次回理事会・総会は、来年夏頃を予定。

以上

第 19 回 建築行政共用データベースシステム 連絡協議会 総会

日 時 令和 5 年 7 月 26 日（水） 15:15～16:15

場 所 WEB 開催（ウェビナー形式）

<https://zoom.us/join>

ウェビナー I D : 857 0724 0361

パスコード : 559143

挨 拶

議 事

第 1 付議事項：役員選任の件.....4

第 2 報告事項

1. 前回総会議事録の確認.....8

2. 利用状況等.....9

3. 改修状況.....22

4. オンライン化の現状と今後の方針.....25

第 3 その他

1. 既存建築確認台帳の電子データ化.....32

2. 建築行政・技術情報提供事業.....36

配布資料

【資料 1-1】連絡協議会役員一覧

【資料 2-1】前回総会議事録(案)

【資料 2-2】建築行政共用データベースシステム 利用状況・登録状況

【資料 2-3】システムの改修状況

【資料 2-4】オンライン化の現状と今後の方針

【資料 3-1】既存建築確認台帳の電子データ化

【資料 3-2】建築行政・技術情報提供事業

【参考】連絡協議会会則

【参考】入会状況

第 1 付議事項

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 役員一覧

会 長	東京都都市整備局市街地建築部長	飯 泉 洋
副 会 長	大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室長	牧 田 武 一
理 事	北海道建設部住宅局建築指導課長	清 水 浩 史
	宮城県土木部建築宅地課長	高 橋 亘
	神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課長	伊 藤 浩
	<u>石川県土木部建築住宅課長</u>	<u>渡 邊 学</u>
	愛知県建築局建築指導課長	加 藤 智 信
	兵庫県まちづくり部建築指導課長	吉 田 安 弘
	<u>岡山県土木部都市局建築指導課長</u>	<u>金 光 伸 英</u>
	広島県土木建築局建築課長	河 野 龍
	福岡県建築都市部建築指導課長	松 藤 博 昭
	横浜市建築局建築指導部建築企画課長	角 田 広 行
	大阪市計画調整局建築指導部建築確認課長	國 領 大 介
	<u>福岡市住宅都市局建築指導部建築指導課長</u>	<u>松 尾 勝 義</u>
	日本E R I (株) 確認検査本部確認管理部長	橘 裕 子
	ビューローベリタスジャパン(株)シニアアドバイザー	川 越 茂 幸
	(株) 確認サービス取締役東京支社長	河 田 康 司
	(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター業務部長	武 縄 真 次
	(公社) 日本建築士会連合会専務理事	藤 本 俊 樹
	(一社) 日本建築士事務所協会連合会専務理事	居 谷 献 弥
オブザーバー	国土交通省住宅局建築指導課長	今 村 敬
	国土交通省住宅局市街地建築課長	成 田 潤 也
	国土交通省関東地方整備局建政部長	家 田 健 一 郎
	国土交通省近畿地方整備局建政部長	中 橋 宗 一 郎

令和5年7月4日現在

(案)

R05. 07. 26 総会終了後～

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

役員一覧

会 長	東京都都市整備局市街地建築部長	飯 泉 洋
副 会 長	大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室長	牧 田 武 一
理 事	北海道建設部住宅局建築指導課長	清 水 浩 史
	宮城県土木部建築宅地課長	高 橋 亘
	神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課長	伊 藤 浩
	愛知県建築局建築指導課長	加 藤 智 信
	兵庫県まちづくり部建築指導課長	吉 田 安 弘
	広島県土木建築局建築課長	河 野 龍
	<u>愛媛県土木部道路都市局建築住宅課長</u>	<u>川 井 俊 明</u>
	福岡県建築都市部建築指導課長	松 藤 博 昭
	横浜市建築局建築指導部建築企画課長	角 田 広 行
	<u>名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課長</u>	<u>脇 田 泰 史</u>
	大阪市計画調整局建築指導部建築確認課長	國 領 大 介
	<u>北九州市建築都市局指導部建築指導課長</u>	<u>彌 榮 高 広</u>
	日本E R I (株) 確認検査本部確認管理部長	橘 裕 子
	ビューローベリタスジャパン(株)シニアアドバイザー	川 越 茂 幸
	(株) 確認サービス取締役東京支社長	河 田 康 司
	(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター業務部長	武 縄 真 次
	(公社) 日本建築士会連合会専務理事	藤 本 俊 樹
	(一社) 日本建築士事務所協会連合会専務理事	居 谷 献 弥
オブザーバー	国土交通省住宅局建築指導課長	今 村 敬
	国土交通省住宅局市街地建築課長	成 田 潤 也
	国土交通省関東地方整備局建政部長	家 田 健 一 郎
	国土交通省近畿地方整備局建政部長	中 橋 宗 一 郎

令和5年7月4日現在

第 2 報告事項

第 18 回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 総会 議事録（案）

日 時 令和 3 年 7 月 26 日（月）

場 所 書面開催

資 料

- ・ 第 21 回連絡協議会理事会 議事録（案）
- ・ 総会配布資料
- ・ 建築分野における IT 化の動向について（国土交通省）

議 事

（1）付議事項：役員選任の件

会員総数 4 5 8

回答総数 1 6 3 うち原案どおり了承 1 6 3

原案に異議あり 0

無回答 2 9 5

以上により、役員選任については原案どおりと決した。

なお、無回答の場合は「総会に関する一切の権限を議長に一任として扱う」ものとするを第 21 回連絡協議会理事会にて申し合わせ、会員に事前周知した。

（2）報告事項

送付資料について、特に質疑等なし。

以上

1. 利用状況等

(1) 利用状況 (令和5年7月現在)

①総括表

太字の内訳は次頁以降をご参照ください。

利用システム	団体区分	利用数	未利用	総数	利用割合
建築士・事務所登録閲覧システム (照会)	特定行政庁 (限特以外)	297	10	307	97%
	限定特定行政庁	94	47	141	67%
	小計	391	57	448	87%
	指定確認検査機関	109	21	130	84%
	指定構造計算適合性判定機関 (指定確認検査機関除く)	9	1	10	90%
	小計	118	22	140	84%
	合計	509	79	588	87%
台帳登録閲覧システム	特定行政庁 (限特以外)	203	104	307	66%
	限定特定行政庁	74	67	141	52%
	合計	277	171	448	62%

利用システム	団体区分	利用数	未利用	注 総数	利用割合
法令・大臣認定データベース	特定行政庁 (限特以外)	274	23	297	92%
	限定特定行政庁	77	17	94	82%
	小計	351	40	391	90%
	指定確認検査機関	86	23	109	79%
	指定構造計算適合性判定機関 (指定確認検査機関除く)	1	8	9	11%
	小計	87	31	118	74%
	合計	438	71	509	86%

注) 法令・大臣認定データベースに係る総数は、建築士・事務所登録閲覧システム (照会) の利用数とした。なお、法令・大臣認定データベースは建築士・事務所登録閲覧システムのオプションである。

②建築士・事務所登録閲覧システム（照会） 未利用団体一覧（その１）

【特定行政庁（限特以外）】

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	石川	七尾市	5	兵庫	伊丹市	9	大分	日田市
2	〃	小松市	6	〃	川西市	10	鹿児島	鹿児島市
3	兵庫	尼崎市	7	奈良	生駒市			
4	〃	芦屋市	8	岡山	新見市			

【限定特定行政庁】

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	北海道	留萌市	18	北海道	北広島市	35	埼玉	北本市
2	〃	稚内市	19	〃	石狩市	36	〃	八潮市
3	〃	美唄市	20	〃	北斗市	37	〃	蓮田市
4	〃	芦別市	21	〃	当別町	38	〃	幸手市
5	〃	赤平市	22	〃	長沼町	39	〃	吉川市
6	〃	紋別市	23	〃	美幌町	40	〃	杉戸町
7	〃	士別市	24	〃	遠軽町	41	〃	白岡市
8	〃	名寄市	25	〃	白老町	42	岐阜	高山市
9	〃	三笠市	26	〃	音更町	43	〃	多治見市
10	〃	根室市	27	〃	芽室町	44	〃	可児市
11	〃	千歳市	28	〃	幕別町	45	愛知	瀬戸市
12	〃	砂川市	29	〃	中標津町	46	長崎	平戸市
13	〃	深川市	30	群馬	藤岡市	47	〃	五島市
14	〃	富良野市	31	埼玉	鴻巣市			
15	〃	登別市	32	〃	蕨市			
16	〃	恵庭市	33	〃	朝霞市			
17	〃	伊達市	34	〃	桶川市			

③建築士・事務所登録閲覧システム（照会） 未利用団体一覧（その2）

【指定確認検査機関】

No	本社所在地	団体名
1	北海道	株式会社建築確認検査機構あさひかわ
2	〃	一般財団法人函館市住宅都市施設公社
3	〃	株式会社住まい建築検査
4	青森	有限会社アーバン建築確認検査機関
5	秋田	公益財団法人秋田市総合振興公社
6	〃	株式会社秋田建築確認検査機関
7	〃	株式会社北日本建築検査機構
8	山形	株式会社山形県建築サポートセンター
9	福島	株式会社建築検査機構
10	〃	合同会社あんしん住宅検査センター
11	埼玉	株式会社埼玉建築確認検査機構
12	東京	多摩確認検査株式会社
13	石川	一般財団法人石川県建築住宅センター
14	山梨	株式会社Y K S 確認検査機構
15	岐阜	有限会社みの建築確認検査センター
16	愛知	株式会社名古屋建築確認・検査システム
17	和歌山	一般財団法人和歌山県建築住宅防災センター
18	鳥取	一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター
19	山口	一般財団法人山口県建築住宅センター
20	香川	株式会社香川県建築住宅センター
21	沖縄	公益財団法人沖縄県建設技術センター

【指定構造計算適合性判定機関】（指定確認検査機関を除く）

No	本社所在地	団体名
1	福島	一般財団法人福島県建築安全機構

④台帳登録閲覧システム 利用団体一覧（その１）

【特定行政庁（限特以外）】

*印：国によるデータ参照（個人情報を除く）が可能／下線：新規利用団体

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	北海道	*函館市	41	栃木	*鹿沼市	81	神奈川	平塚市
2	〃	*旭川市	42	〃	*小山市	82	〃	鎌倉市
3	〃	*室蘭市	43	〃	*那須塩原市	83	〃	*小田原市
4	〃	*釧路市	44	〃	*日光市	84	〃	*茅ヶ崎市
5	〃	*帯広市	45	〃	*大田原市	85	〃	*秦野市
6	〃	*苫小牧市	46	群馬	群馬県	86	〃	厚木市
7	青森	*青森県	47	〃	前橋市	87	〃	*大和市
8	〃	*青森市	48	〃	*高崎市	88	新潟	新潟県
9	〃	*弘前市	49	〃	*桐生市	89	〃	*長岡市
10	〃	*八戸市	50	〃	太田市	90	〃	*柏崎市
11	岩手	*岩手県	51	〃	館林市	91	〃	*新発田市
12	〃	*盛岡市	52	埼玉	*埼玉県	92	〃	*上越市
13	宮城	*宮城県	53	〃	*さいたま市	93	富山	*富山県
14	〃	仙台市	54	〃	*川口市	94	石川	*石川県
15	〃	*石巻市	55	〃	草加市	95	〃	*金沢市
16	〃	*塩竈市	56	〃	*熊谷市	96	〃	*加賀市
17	〃	*大崎市	57	千葉	*千葉県	97	〃	*野々市市
18	秋田	*秋田市	58	〃	*千葉市	98	福井	*福井県
19	〃	*横手市	59	〃	市川市	99	〃	福井市
20	山形	*山形県	60	〃	松戸市	100	山梨	*山梨県
21	〃	*山形市	61	〃	柏市	101	長野	長野県
22	福島	*福島県	62	〃	*市原市	102	岐阜	*岐阜県
23	〃	*福島市	63	〃	<u>佐倉市</u>	103	〃	*岐阜市
24	〃	*郡山市	64	〃	*木更津市	104	〃	*大垣市
25	〃	*いわき市	65	〃	*成田市	105	〃	*各務原市
26	茨城	*茨城県	66	〃	習志野市	106	静岡	*静岡県
27	〃	*水戸市	67	〃	*流山市	107	〃	*静岡市
28	〃	*日立市	68	〃	*我孫子市	108	〃	*浜松市
29	〃	*土浦市	69	〃	*浦安市	109	〃	*沼津市
30	〃	*古河市	70	東京	千代田区	110	〃	*富士宮市
31	〃	*高萩市	71	〃	*港区	111	〃	*富士市
32	〃	*北茨城市	72	〃	江東区	112	〃	*焼津市
33	〃	*取手市	73	〃	*中野区	113	愛知	*豊橋市
34	〃	*つくば市	74	〃	足立区	114	〃	岡崎市
35	〃	ひたちなか市	75	〃	*葛飾区	115	〃	*一宮市
36	栃木	*栃木県	76	神奈川	神奈川県	116	〃	*春日井市
37	〃	*宇都宮市	77	〃	*横浜市	117	〃	*豊田市
38	〃	*足利市	78	〃	川崎市	118	三重	三重県
39	〃	*栃木市	79	〃	横須賀市	119	〃	*四日市市
40	〃	*佐野市	80	〃	藤沢市	120	〃	*津市

【特定行政庁（限特以外）】つづき

*印：国によるデータ参照（個人情報を除く）が可能／下線：新規利用団体

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
121	三重	松阪市	151	島根	*島根県	181	愛媛	*西条市
122	〃	*桑名市	152	〃	*松江市	182	高知	*高知県
123	〃	*鈴鹿市	153	〃	出雲市	183	〃	*高知市
124	滋賀	*滋賀県	154	岡山	*岡山県	184	福岡	*福岡県
125	〃	*大津市	155	〃	*倉敷市	185	〃	*北九州市
126	〃	*彦根市	156	〃	*津山市	186	〃	*福岡市
127	〃	*長浜市	157	〃	*玉野市	187	〃	*久留米市
128	〃	*近江八幡市	158	〃	*総社市	188	〃	*大牟田市
129	〃	*草津市	159	〃	笠岡市	189	佐賀	*佐賀県
130	〃	*守山市	160	広島	*広島県	190	〃	佐賀市
131	〃	*東近江市	161	〃	*広島市	191	長崎	*長崎県
132	京都	*京都府	162	〃	*福山市	192	〃	*長崎市
133	〃	宇治市	163	〃	*呉市	193	〃	*佐世保市
134	大阪	*大阪府	164	〃	*三原市	194	大分	*佐伯市
135	〃	大阪市	165	〃	尾道市	195	宮崎	*宮崎県
136	〃	*堺市	166	〃	東広島市	196	〃	*宮崎市
137	〃	*枚方市	167	〃	*廿日市市	197	〃	*都城市
138	〃	*守口市	168	山口	*山口県	198	〃	* <u>延岡市</u>
139	〃	*寝屋川市	169	〃	*下関市	199	〃	*日向市
140	〃	*箕面市	170	〃	*宇部市	200	鹿児島	*鹿児島県
141	〃	*羽曳野市	171	〃	*山口市	201	沖縄	*沖縄県
142	〃	*門真市	172	〃	*周南市	202	〃	*那覇市
143	奈良	奈良県	173	〃	*萩市	203	〃	沖縄市
144	〃	奈良市	174	〃	*防府市			
145	〃	*橿原市	175	〃	*岩国市			
146	和歌山	*和歌山市	176	香川	* <u>高松市</u>			
147	鳥取	*鳥取県	177	愛媛	*愛媛県			
148	〃	*鳥取市	178	〃	*松山市			
149	〃	米子市	179	〃	*今治市			
150	〃	*倉吉市	180	〃	*新居浜市			

⑤台帳登録閲覧システム 利用団体一覧（その２）

【限定特定行政庁】

*印：国によるデータ参照（個人情報を除く）が可能

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	北海道	*岩見沢市	26	埼玉	*日高市	51	愛知	*西尾市
2	〃	*東神楽町	27	〃	*松伏町	52	〃	*江南市
3	岩手	*宮古市	28	千葉	*野田市	53	〃	*小牧市
4	〃	*花巻市	29	〃	*茂原市	54	〃	*東海市
5	〃	*北上市	30	〃	*鎌ヶ谷市	55	〃	*大府市
6	〃	*一関市	31	〃	*君津市	56	三重	*名張市
7	〃	*釜石市	32	〃	*四街道市	57	〃	亀山市
8	〃	*奥州市	33	〃	印西市	58	鳥取	*境港市
9	山形	*米沢市	34	〃	白井市	59	島根	*浜田市
10	〃	*鶴岡市	35	石川	*能美市	60	〃	*益田市
11	〃	*酒田市	36	長野	*諏訪市	61	〃	*大田市
12	〃	*天童市	37	〃	*塩尻市	62	〃	*安来市
13	福島	*会津若松市	38	静岡	*三島市	63	〃	*江津市
14	〃	*須賀川市	39	〃	*磐田市	64	〃	*雲南市
15	群馬	*渋川市	40	〃	*伊東市	65	広島	*三次市
16	〃	*富岡市	41	〃	*島田市	66	山口	*長門市
17	〃	*安中市	42	〃	*掛川市	67	〃	*山陽小野田市
18	〃	*沼田市	43	〃	*藤枝市	68	愛媛	*宇和島市
19	〃	*みどり市	44	〃	*御殿場市	69	長崎	*島原市
20	埼玉	*飯能市	45	〃	*袋井市	70	〃	*松浦市
21	〃	*本庄市	46	〃	*裾野市	71	〃	*大村市
22	〃	*東松山市	47	〃	*湖西市	72	鹿児島	*鹿屋市
23	〃	*深谷市	48	愛知	*半田市	73	〃	*薩摩川内市
24	〃	*入間市	49	〃	*豊川市	74	〃	*霧島市
25	〃	*坂戸市	50	〃	*安城市			

⑥道路情報登録閲覧システム 利用団体一覧（令和6年度末にて提供終了予定）

No	所在地	団体名
1	秋田	秋田市

⑦建築行政地図情報システム 利用団体一覧 下線：新規利用団体

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	北海道	旭川市	8	千葉	我孫子市	15	三重	鈴鹿市
2	岩手	花巻市	9	東京	千代田区	16	鳥取	米子市
3	栃木	栃木県	10	〃	中野区	17	〃	倉吉市
4	群馬	太田市	11	〃	足立区	18	島根	出雲市
5	千葉	千葉県	12	〃	葛飾区	19	広島	広島県
6	〃	茂原市	13	静岡	富士宮市			
7	〃	成田市	14	三重	松阪市			

⑧通知・報告配信システム

【データ受け入れ特定行政庁】

※備考欄凡例 データ本位：一部又は全部ペーパーレス化による電子報告

無 印 ：ペーパーレス化を行わない電子報告

No	所在地	団 体 名	開始	備考	No	所在地	団 体 名	開始	備考
1	北海道	帯 広 市	R05. 05	データ本位可	37	千葉	千 葉 県	H27. 02	データ本位可
2	青森	青 森 県	H30. 02		38	〃	千 葉 市	H27. 02	データ本位可
3	〃	青 森 市	H30. 02		39	〃	市 川 市	H30. 11	データ本位可
4	〃	弘 前 市	H30. 02		40	〃	市 原 市	H27. 02	データ本位可
5	〃	八 戸 市	H30. 02		41	〃	木 更 津 市	H27. 02	データ本位可
6	岩手	岩 手 県	H29. 02		42	〃	成 田 市	R02. 10	データ本位可
7	〃	盛 岡 市	H29. 02		43	〃	佐 倉 市	R05. 03	データ本位可
8	〃	宮 古 市	H29. 02		44	〃	習 志 野 市	H27. 02	データ本位可
9	〃	花 巻 市	H29. 02		45	〃	流 山 市	H27. 02	データ本位可
10	〃	北 上 市	H29. 02		46	〃	野 田 市	H27. 02	データ本位可
11	〃	一 関 市	H29. 02		47	〃	茂 原 市	H27. 02	データ本位可
12	〃	釜 石 市	H29. 02		48	〃	鎌 ヶ 谷 市	H27. 02	データ本位可
13	〃	奥 州 市	H29. 02		49	〃	四 街 道 市	H27. 02	データ本位可
14	宮城	宮 城 県	H27. 12	データ本位可	50	〃	印 西 市	H27. 02	データ本位可
15	〃	仙 台 市	H27. 12	データ本位可	51	〃	白 井 市	H27. 02	データ本位可
16	〃	石 巻 市	H27. 12	データ本位可	52	東京	杉 並 区	R03. 07	データ本位可
17	〃	塩 竈 市	H27. 12	データ本位可	53	〃	練 馬 区	R04. 04	データ本位可
18	〃	大 崎 市	H27. 12	データ本位可	54	神奈川	横 浜 市	H31. 04	データ本位可
秋田		(な し)			55	〃	川 崎 市	H31. 04	データ本位可
山形		(な し)			56	〃	横 須 賀 市	H30. 04	データ本位可
19	福島	福 島 県	H25. 10		57	〃	小 田 原 市	R04. 01	データ本位可
20	〃	福 島 市	H25. 10		58	〃	茅 ヶ 崎 市	H31. 04	データ本位可
21	〃	郡 山 市	H25. 10		59	〃	秦 野 市	R03. 11	データ本位可
22	〃	い わ き 市	H25. 10		60	〃	厚 木 市	R04. 02	データ本位可
23	〃	会津若松市	H25. 10		61	〃	大 和 市	R03. 12	データ本位可
24	〃	須 賀 川 市	H25. 10		62	新潟	新 潟 県	R04. 10	データ本位可
茨城		(な し)			63	富山	富 山 県	H23. 04	
栃木		(な し)			64	〃	富 山 市	H23. 04	
25	群馬	群 馬 県	H27. 12		石川		(な し)		
26	〃	高 崎 市	H28. 03		65	福井	福 井 県	H23. 04	
27	〃	前 橋 市	H30. 04		66	〃	福 井 市	H23. 04	データ本位可
28	〃	太 田 市	H27. 12	データ本位可	67	山梨	山 梨 県	H30. 02	データ本位可
29	〃	館 林 市	H28. 05		68	長野	長 野 県	R03. 06	
30	〃	桐 生 市	H30. 04		69	長野	塩 尻 市	R04. 01	データ本位可
31	〃	渋 川 市	H27. 12	データ本位可	岐阜		(な し)		
32	〃	富 岡 市	H27. 12		70	静岡	静 岡 県	H23. 04	データ本位可
33	〃	安 中 市	H27. 12		71	〃	静 岡 市	H23. 04	データ本位可
34	〃	沼 田 市	H28. 05		72	〃	浜 松 市	H23. 04	データ本位可
35	〃	み ど り 市	H28. 10		73	〃	沼 津 市	H23. 04	
36	埼玉	さいたま市	H25. 02	データ本位可	74	〃	富 士 宮 市	H22. 04	

【データ受け入れ特定行政庁】つづき

※備考欄凡例 データ本位：一部又は全部ペーパーレス化による電子報告

無 印 ：ペーパーレス化を行わない電子報告

No	所在地	団 体 名	開始	備考	No	所在地	団 体 名	開始	備考
75	静岡	富 士 市	H23. 04		115	大阪	門 真 市	H28. 08	データ本位のみ
76	〃	焼 津 市	H23. 04		116	〃	羽 曳 野 市	H31. 04	データ本位可
77	〃	三 島 市	H22. 04		117	兵庫	兵 庫 県	H26. 12	
78	〃	磐 田 市	H23. 04		118	〃	神 戸 市	H30. 12	データ本位可
79	〃	伊 東 市	H22. 04		119	奈良	奈 良 県	H27. 08	
80	〃	島 田 市	H23. 04		120	〃	奈 良 市	H27. 08	
81	〃	掛 川 市	H23. 04		121	〃	橿 原 市	H27. 08	
82	〃	藤 枝 市	H23. 04		122	和歌山	和 歌 山 市	H29. 11	
83	〃	御 殿 場 市	H23. 04		鳥取 (なし)				
84	〃	袋 井 市	H23. 04		123	島根	島 根 県	H28. 04	
85	〃	裾 野 市	H25. 04		124	〃	松 江 市	H28. 04	
86	〃	湖 西 市	H23. 04		125	〃	出 雲 市	H30. 03	データ本位可
87	愛知	名 古 屋 市	H30. 03		126	〃	安 来 市	H28. 04	
88	〃	半 田 市	H30. 03	データ本位可	127	〃	雲 南 市	H28. 04	
89	〃	豊 田 市	R05. 04		128	岡山	岡 山 県	H28. 07	
90	〃	安 城 市	H30. 03		129	〃	岡 山 市	R05. 04	
91	〃	西 尾 市	H30. 03		130	〃	倉 敷 市	H28. 07	
92	〃	東 海 市	H30. 03		131	〃	津 山 市	H28. 07	
93	三重	三 重 県	R03. 05	データ本位可	132	〃	玉 野 市	R03. 09	
94	〃	四 日 市 市	R02. 04	データ本位可	133	〃	総 社 市	H28. 07	
95	〃	津 市	R03. 01	データ本位可	134	〃	笠 岡 市	H28. 07	
96	滋賀	滋 賀 県	H25. 05		135	広島	広 島 県	H26. 04	
97	〃	大 津 市	H25. 05		136	〃	広 島 市	H26. 04	
98	〃	彦 根 市	H25. 05		137	〃	福 山 市	H26. 04	
99	〃	長 浜 市	H25. 05		138	〃	呉 市	H26. 04	
100	〃	近江八幡市	H25. 05		139	〃	三 原 市	H26. 04	
101	〃	草 津 市	H25. 05		140	〃	尾 道 市	H26. 04	
102	〃	守 山 市	H25. 05		141	〃	東広島市	H26. 04	
103	〃	東 近 江 市	H25. 05		142	〃	廿日市市	H26. 04	
104	京都	京 都 府	H27. 11		143	〃	三 次 市	H26. 04	
105	〃	宇 治 市	H27. 11		144	山口	山 口 県	R05. 04	データ本位可
106	大阪	大 阪 府	H27. 09	データ本位可	徳島 (なし)				
107	〃	大 阪 市	H27. 11		145	香川	高 松 市	R05. 04	データ本位可
108	〃	堺 市	H27. 09	データ本位可	146	愛媛	愛 媛 県	H28. 06	
109	〃	豊 中 市	R04. 01	データ本位可	147	〃	松 山 市	H28. 06	
110	〃	枚 方 市	R04. 04	データ本位可	148	〃	今 治 市	H28. 06	
111	〃	池 田 市	R05. 04	データ本位可	149	〃	新居浜市	H28. 06	
112	〃	守 口 市	R04. 04	データ本位可	150	〃	西 条 市	H28. 06	
113	〃	箕 面 市	H27. 09	データ本位可	151	〃	宇和島市	H28. 06	
114	〃	寝 屋 川 市	R02. 08	データ本位のみ	152	高知	高 知 県	H23. 04	

【データ受け入れ特定行政庁】つづき

※備考欄凡例 データ本位：一部又は全部ペーパーレス化による電子報告
無 印：ペーパーレス化を行わない電子報告

No	所在地	団 体 名	開始	備考	No	所在地	団 体 名	開始	備考
153	高知	高 知 市	H23. 04		162	長崎	島 原 市	H28. 04	
154	福岡	福 岡 県	H26. 04		163	〃	大 村 市	H28. 04	
155	〃	北 九 州 市	H26. 04		熊本 (なし)				
156	〃	福 岡 市	H26. 04		164	大分	佐 伯 市	H29. 10	
157	〃	久 留 米 市	R04. 01	データ本位可	165	宮崎	宮 崎 県	R03. 08	データ本位可
158	〃	大 牟 田 市	H23. 04	データ本位可	166	鹿児島	鹿 児 島 県	R03. 07	データ本位可
佐賀 (なし)					167	〃	薩摩川内市	R05. 04	データ本位可
159	長崎	長 崎 県	H28. 04	データ本位可	168	沖縄	沖 縄 県	R01. 06	データ本位可
160	〃	佐 世 保 市	H28. 04	データ本位可	169	〃	那 覇 市	R02. 05	データ本位可
161	〃	長 崎 市	H28. 04	データ本位可	170	〃	沖 縄 市	R02. 05	データ本位可

【データ送信実施機関】

※備考欄凡例 データ本位：一部又は全部ペーパーレス化による電子報告

無 印：ペーパーレス化を一切行わない電子報告

No	区分	機関名	開始	相手先特定行政庁	備考
1	大臣	一般財団法人日本建築総合試験所	H27	大阪府、堺市、枚方市、池田市、守口市、箕面市、羽曳野市、神戸市	データ本位
2	〃	日本E R I 株式会社	H30	帯広市、前橋市、太田市、渋川市、沼田市、千葉県、千葉市、市川市、市原市、佐倉市、木更津市、成田市、習志野市、流山市、野田市、茂原市、鎌ケ谷市、四街道市、印西市、白井市、杉並区、横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、新潟県、福井市、山梨県、長野県、塩尻市、静岡県、静岡市、浜松市、三重県、四日市市、津市、大阪府、豊中市、枚方市、池田市、守口市、寝屋川市、門真市、神戸市、岡山市、山口県、高松市、久留米市、大牟田市、長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、大村市、鹿児島県、薩摩川内市、沖縄県、那覇市、沖縄市	データ本位
3	〃	一般財団法人ベターリビング	R05	千葉県、千葉市、市川市、市原市、佐倉市、木更津市、成田市、習志野市、流山市、野田市、茂原市、鎌ケ谷市、四街道市、印西市、白井市	データ本位
4	〃	ビューローベリタスジャパン株式会社	H25	帯広市、前橋市、太田市、渋川市、さいたま市、千葉県、千葉市、市川市、市原市、佐倉市、木更津市、成田市、習志野市、流山市、野田市、茂原市、鎌ケ谷市、四街道市、印西市、白井市、横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、福井市、山梨県、長野県、塩尻市、静岡県、静岡市、浜松市、三重県、四日市市、津市、大阪府、堺市、枚方市、池田市、守口市、寝屋川市、箕面市、門真市、神戸市、久留米市、長崎県、長崎市、佐世保市、沖縄県、那覇市	データ本位
5	〃	株式会社住宅性能評価センター	H30	郡山市、前橋市、太田市、渋川市、千葉県、千葉市、市川市、市原市、佐倉市、木更津市、成田市、習志野市、流山市、野田市、茂原市、鎌ケ谷市、四街道市、印西市、白井市、杉並区、練馬区、横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、福井市、山梨県、長野県、塩尻市、静岡県、浜松市、四日市市、大阪府、豊中市、枚方市、守口市、寝屋川市、神戸市、山口県、高松市、久留米市、大牟田市、長崎県、長崎市、佐世保市、宮崎県、延岡市、日向市、鹿児島県、鹿屋市、薩摩川内市、沖縄県、那覇市、沖縄市	データ本位
6	〃	株式会社国際確認検査センター	H27	前橋市、太田市、渋川市、長野県、塩尻市、静岡県、京都府、大阪府、大阪市、堺市、枚方市、箕面市、羽曳野市、神戸市、長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、大村市	
7	〃	日本建築検査協会株式会社	R05	千葉県、千葉市、市川市、市原市、佐倉市、木更津市、成田市、習志野市、流山市、野田市、茂原市、鎌ケ谷市、四街道市、印西市、白井市	データ本位
8	〃	株式会社グッド・アイズ建築検査機構	R05	千葉県、千葉市、市川市、市原市、佐倉市、木更津市、成田市、習志野市、流山市、野田市、茂原市、鎌ケ谷市、四街道市、印西市、白井市	データ本位
9	〃	A I 確認検査センター株式会社	R05	千葉県、千葉市、市川市、市原市、佐倉市、木更津市、成田市、習志野市、流山市、野田市、茂原市、鎌ケ谷市、四街道市、印西市、白井市	データ本位
10	大臣	株式会社東京建築検査機構	R01	前橋市、太田市、渋川市、千葉県、千葉市、市川市、市原市、佐倉市、木更津市、成田市、習志野市、流山	データ本位

No	区分	機関名	開始	相手先特定行政庁	備考
				市、野田市、茂原市、鎌ヶ谷市、四街道市、印西市、白井市、横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、山梨県、長野県、塩尻市、静岡県、大阪府、堺市、枚方市、守口市、神戸市、長崎県、長崎市、佐世保市、沖縄県、那覇市、沖縄市	
11	〃	日本確認センター株式会社	H27	前橋市、太田市、渋川市、千葉県、千葉市、市川市、松戸市、柏市、市原市、木更津市、成田市、習志野市、流山市、我孫子市、浦安市、野田市、茂原市、鎌ヶ谷市、君津市、四街道市、印西市、白井市、長野県、塩尻市	
12	〃	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター	H22	静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、富士宮市、富士市、焼津市、三島市、磐田市、伊東市、島田市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市	
13	地整	株式会社東北建築センター	H29	宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市	
14	〃	株式会社神奈川建築確認検査機関	R03	千葉県、千葉市、市川市、市原市、佐倉市、木更津市、成田市、習志野市、流山市、野田市、茂原市、鎌ヶ谷市、四街道市、印西市、白井市、横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市	データ本位
15	〃	ユーディーアイ確認検査株式会社	R02	千葉県、千葉市、市川市、市原市、佐倉市、木更津市、成田市、習志野市、流山市、野田市、茂原市、鎌ヶ谷市、四街道市、印西市、白井市、練馬区、横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市	データ本位
16	〃	一般社団法人日本住宅性能評価機構	H31	山梨県	データ本位
17	〃	株式会社近確機構	R04	大阪府、枚方市、池田市、寝屋川市	データ本位
18	〃	建築検査機構株式会社	H31	滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、東近江市、京都府、宇治市、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、枚方市、池田市、守口市、寝屋川市、箕面市、羽曳野市、門真市、神戸市、奈良県、奈良市、和歌山市	データ本位 (一部特庁のみ)
19	〃	株式会社技研	R04	大阪府、堺市、枚方市、守口市、寝屋川市、羽曳野市、門真市	データ本位
20	〃	株式会社阪確サポート	H27	大阪府、堺市、枚方市、守口市、寝屋川市、箕面市、門真市	データ本位
21	〃	株式会社確認検査機構プラン21	H27	京都府、宇治市、大阪府、大阪市、堺市、枚方市、守口市、箕面市、羽曳野市、神戸市、奈良県、奈良市、橿原市	
22	〃	株式会社オーネックス	R02	枚方市、守口市、寝屋川市	データ本位
23	〃	アール・イー・ジャパン株式会社	H27	大阪府、堺市、豊中市、枚方市、守口市、寝屋川市、箕面市、羽曳野市、門真市	データ本位
24	〃	株式会社総合確認検査機構	H29	京都府、大阪府、大阪市、堺市、枚方市、守口市、羽曳野市、和歌山市	データ本位 (一部特庁のみ)
25	〃	一般財団法人なら建築住宅センター	H30	枚方市、奈良県、奈良市、橿原市	
26	〃	九州住宅保証株式会社	R01	福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、大村市、佐伯市	
27	知事	株式会社建築住宅センター	H30	青森県、青森市、弘前市、八戸市	
28	〃	一般財団法人岩手県建築住宅センター	H29	岩手県、盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、一関市、釜石市、奥州市	
29	〃	一般財団法人宮城県建築住宅センター	H28	宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市	データ本位
30	〃	株式会社仙台都市整備センター	H27	宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市	
31	〃	一般財団法人ふくしま建築	H25	福島県、福島市、郡山市、いわき市、会津若松市、須	

No	区分	機関名	開始	相手先特定行政庁	備考
		住宅センター		賀川市	
32	〃	公益財団法人群馬県建設技術センター	H27	群馬県, 前橋市, 高崎市, 桐生市, 太田市, 館林市, 渋川市, 富岡市, 安中市, 沼田市, みどり市	
33	〃	株式会社千葉県建築住宅センター	H29	千葉県, 千葉市, 市川市, 松戸市, 柏市, 市原市, 佐倉市, 木更津市, 成田市, 習志野市, 流山市, 我孫子市, 浦安市, 野田市, 茂原市, 鎌ヶ谷市, 君津市, 四街道市, 印西市, 白井市	
34	〃	株式会社新潟建築確認検査機構	R04	新潟県	データ本位
35	〃	一般財団法人富山県建築住宅センター	H23	富山県, 富山市	
36	〃	一般財団法人福井県建築住宅センター	H23	福井県, 福井市	
37	〃	公益社団法人山梨県建設技術センター	H30	山梨県	データ本位
38	〃	一般財団法人長野県建築住宅センター	R03	長野県, 塩尻市	
39	〃	株式会社愛知建築センター	H30	名古屋市, 豊田市, 半田市, 安城市, 西尾市, 東海市	データ本位 (一部特庁のみ)
40	〃	一般財団法人滋賀県建築住宅センター	H25	滋賀県, 大津市, 彦根市, 長浜市, 近江八幡市, 草津市, 守山市, 東近江市	
41	〃	特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所	H26	京都府, 宇治市	
42	〃	一般財団法人大阪建築防災センター	H26	大阪府, 堺市, 豊中市, 枚方市, 池田市, 守口市, 寝屋川市, 箕面市, 羽曳野市, 門真市	データ本位
43	〃	株式会社兵庫確認検査機構	H26	兵庫県	
44	〃	一般財団法人島根県建築住宅センター	H28	島根県, 松江市, 出雲市, 安来市, 雲南市	
45	〃	岡山県建築住宅センター株式会社	H28	岡山県, 岡山市, 倉敷市, 津山市, 玉野市, 総社市, 笠岡市	
46	〃	株式会社広島建築住宅センター	H26	広島県, 広島市, 福山市, 呉市, 三原市, 尾道市, 東広島市, 廿日市市, 三次市	
47	〃	株式会社愛媛建築住宅センター	H28	愛媛県, 松山市, 今治市, 新居浜市, 西条市, 宇和島市	
48	〃	公益社団法人高知県建設技術公社	H23	高知県, 高知市	
49	〃	一般財団法人福岡県建築住宅センター	H23	福岡県, 北九州市, 福岡市, 久留米市, 大牟田市	
50	〃	一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター	H29	長崎県, 長崎市	
51	〃	一般財団法人大分県建築住宅センター	H29	佐伯市	

(2) 登録状況等

①台帳登録閲覧システムの登録件数

台帳登録閲覧システム利用の 277 庁のうち、庁内サーバ型を除く 273 庁における確認検査の登録件数（累計）です。申請単位による計上につき、建築物の数を示す数値ではありません。なお、建築物の確認申請の数値が突出しているのは、過去の紙台帳の一括投入等が実施されたケースがあることによります。

令和 5 年 3 月 31 日現在 単位：件

	確認申請	計画変更	中間検査	完了検査	計
建築物	23,550,382	1,006,505	2,547,517	10,459,444	37,563,848
昇降機	506,553	2,057	216	438,069	946,895
建築設備	2,781	103	52	1,389	4,325
1 項工作物	544,004	12,752	107	331,479	888,342
2 項工作物	1,386	83	0	603	2,072
合計	24,605,106	1,021,500	2,547,892	11,230,984	39,405,482

②通知・報告配信システムを利用した指定確認検査機関からの送信件数

1 年間に送信された件数です。確認審査報告、検査報告、引受通知、変更届等の区別なく計上しているため、送信された建築物数を示すわけではありません。

令和 4 年度実績 単位：件

指定確認検査機関数	送信件数
47	416,212

③法令・大臣認定データベースの照会件数

1 年間に実行された法令及び大臣認定各データベースの照会件数です。

令和 4 年度実績 単位：件

	特定行政庁	指定確認検査機関
法令データベース	58,772	19,210
大臣認定データベース	16,238	30,001

3. 改修状況等

A システム基盤

(1) データベース管理のミドルウェア更新

台帳登録閲覧システムにおけるミドルウェアの保守サポートが、メーカーの都合により令和6年9月で終了するため、新たなミドルウェアの導入を行い、その切り替えを次の2段階で実施中。

第1段階（令和4年度） 新ミドルウェアのデータベース構成に対応するための台帳登録閲覧システムの改修 → 対応済

第2段階（令和5年度） 新環境の構築及び新環境へのデータ移行（令和6年1月予定）

今後、休日に実施するなど、利用者への影響が最小限となるよう実施します。
なお、操作画面や入出力データフォーマットの変更はありません。

(2) セキュリティ設定の変更

【現在の状況】

共用データベースシステムの通信においては、利用回線が LGWAN 回線、あるいは ICBA 専用回線という閉域網の回線のため、外部からの攻撃されるリスクは低いと判断し、TLS（データを暗号化して送受信する通信手段）を「1.0 以上」としていました。ただし、「TLS 1.0」及び「TLS 1.1」に関しては、既に脆弱性の指摘をなされているため、通信の安全性の確保の観点から引き上げる必要があります。

【実施計画】

上記の現状を踏まえ、また、共用データベースシステムの送受信の設定を変更することにより、影響を受ける利用機関等のシステム対応の期間を十分に確保する必要もあることから、令和6年7月2日（予定）に、共用データベースシステムのFW（ファイヤーウォール）の設定値を「TLS 1.0 以上」から「TLS 1.2 以上」に引き上げます。

なお、この内容は、令和5年6月8日に共用データベースシステムの全利用機関に通知を行い、対応が必要な機関については、令和6年7月2日までにシステム対応していただくように依頼しています。

B 台帳登録閲覧システム

(1) 利用機関からの要望対応

① データ抽出機能（令和4年9月30日）

- ・データ抽出で出力したデータの文字コードは、Shift-JIS形式となっています。このデータを他のシステムで読み込んだ場合、文字コードが異なるために文字化けが発生することがあります。これを回避するため、文字コードを Shift-JIS 形式と UTF-8 形式から選択できるように機能追加しました。

② 処分等の概要書の工事完了届の出力場所の変更（令和5年3月31日）

- ・処分等の概要書（37号様式）について、工事完了届の出力場所を「4. その他処分」から「6. 備考」の末尾に変更しました。

③ 許可等件数集計表（法令区分）の追加（令和5年3月31日）

- ・基本統計の帳票種類に「許可等件数集計表（法令区分）」を追加しました。

(2) 法改正対応（令和5年3月31日）

◎ 令和5年4月1日施行の改正様式対応

- ・確認申請書の第三面の建築面積情報に「建築物全体」を追加、「建築面積」の名称を「建ぺい率の算定の基礎となる建築面積」に変更、延べ面積情報に「認定機械室等の部分」、「その他の不算入部分」を追加しました。
- ・確認申請書の第三面に、「建築物全体」から「建ぺい率の算定の基礎となる建築面積」へ転記する機能を追加しました。

(3) 今後の改修予定

◎ 法改正対応（令和6年度末目途）

- ・法第6条第1項の区分見直しへの対応（3号を2号に統合し、4号を3号に変更、とする法改正内容を踏まえ、システム改修要件を検討していきます。）

C 建築士・事務所登録閲覧システム（登録機関向け）

（１）建築士事務所登録受付システムとの連携対応

<建築士事務所関係>

① 建築士事務所登録受付システムとの連携対応（令和４年８月１日）

- ・建築士事務所の新規申請に関して、建築士事務所登録受付システムで作成された新規申請データを、外部媒体（ＵＳＢ等）経由で取り込み、システム整合性のチェックを行い、整合性がとれたものについて、仮登録データとしてシステム内に登録する機能を追加しました。

② 管理建築士の「氏名イメージ」コピー不具合対応（令和５年２月２８日）

- ・システム機器の更改（令和４年１月）時に導入したミドルウェアの影響により、画像データのコピーが正しくセッティングされない不具合に対処しました。

（２）今後の改修予定

<建築士関係>

◎ 構造設備定期講習判定欄の分割化（令和５年度上半期）

- ・構造・設備定期講習未受講者の抽出処理において、２つある定期講習の判定に関して、１つの判定欄（１カラム）を使って作成・表示しますが、それを構造定期講習判定欄（１カラム）と設備定期講習判定欄（１カラム）の２つに分割して、作成・表示するよう改修する予定です。

<建築士事務所関係>

◎ 建築士事務所登録受付システムとの連携対応（令和５年１０月頃）

- ・建築士事務所の更新申請、変更届に関して、建築士事務所登録受付システムで作成された更新申請データ（変更届データ）を、外部媒体（ＵＳＢ等）経由で取り込み、システム整合性のチェックを行い、整合性がとれたものについて、仮登録データとしてシステム内に登録する機能を追加する予定です。
- ・建築士事務所登録受付システムに連携するため、システムに登録されている建築士事務所情報を、暗号化したＣＳＶ情報として抽出する機能を追加する予定です。

4. オンライン化の現況と今後の方針

(1) 現況

国土交通省の「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ 基本計画（建築確認等）」によれば、建築確認については令和 7 年度末までにオンライン利用率 50%が目標とされており、令和 4 年第 1 四半期では約 40%（件数ベース）に達しています。

デジタル庁「構造改革のためのデジタル原則」を踏まえた対応によれば、現在窓口で対応している建築士名簿・建築士事務所登録簿の閲覧について、2025（令和 7）年 6 月までにインターネットで対応することとされています。

なお I C B A では、国土交通省のご指導に基づき、以下とおりに対応しております。

①建築確認の電子申請受付システム（共用データベースと未連携）

指定確認検査機関 3 機関に提供中

②建築士事務所登録の電子申請受付システム（共用データベースと USB メモリ等で連携）

約 30 の都道府県建築士事務所協会にて試行中

(2) 今後の方針

建築確認の電子申請受付システムについて、特定行政庁でも利用しやすくするとともに、建築士名簿・建築士事務所登録簿の閲覧も視野に入れた新システムを令和 7 年度に提供開始する方針で検討中です。（次頁参照）

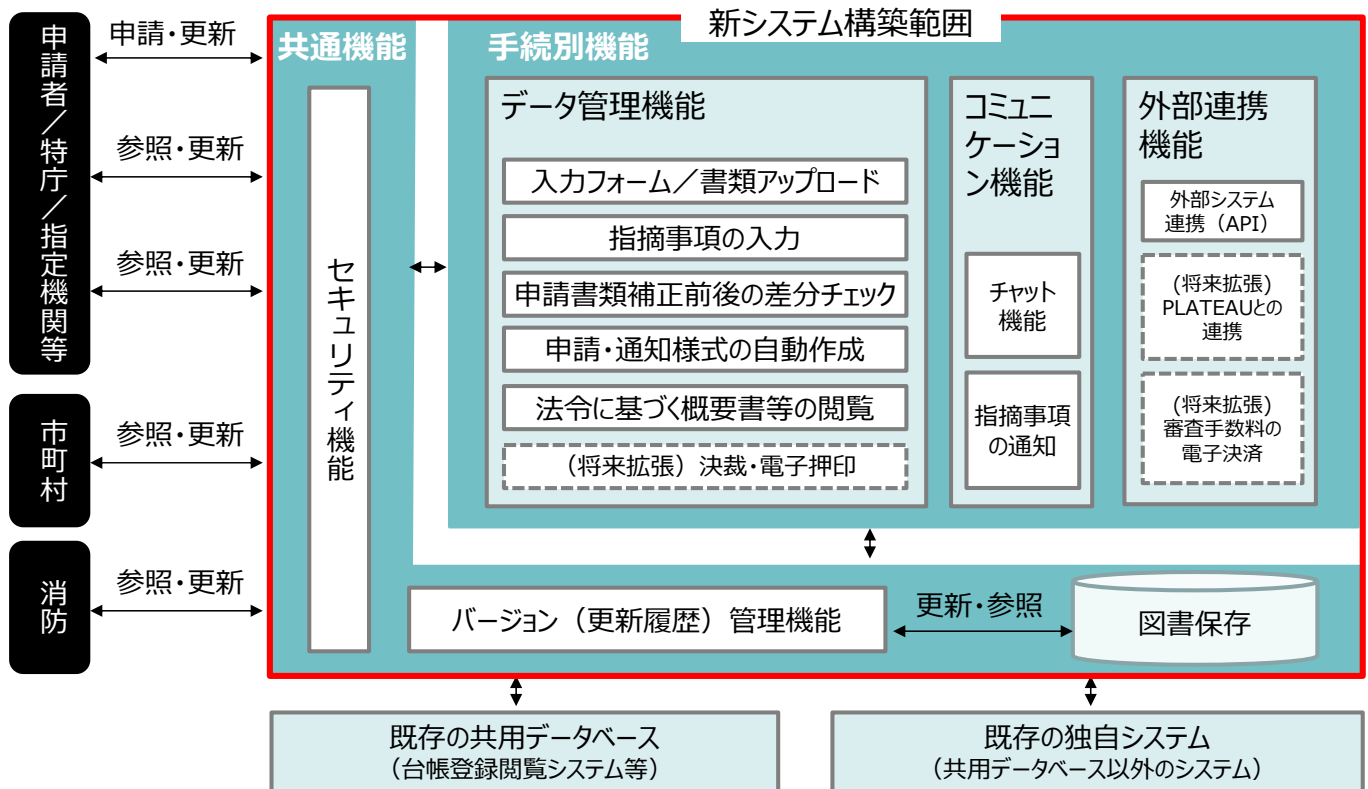
1 新システム（電子申請受付システム）の目指すこと

申請者・一般市民	全特定行政庁・全指定確認検査機関の建築確認申請窓口オンライン化 建築計画概要書、建築士及び建築士事務所のWEB閲覧
特定行政庁	個別にサーバを用意せずに、利用料のみでオンライン受付体制構築 指定確認検査機関からの確認審査報告書等のオンライン受付（電子報告） 建築確認検査のほか、許可認定、定期報告等もオンライン受付 オンライン受付した物件について、消防同意依頼・回答のオンライン化 既に独自の台帳管理システムをお持ちの場合、それを引き続き活用しつつ、オンライン化で不足する機能のみを新システムにドッキングして拡充（独自システム側の改修が必要）
指定機関等 （指定確認検査機関 指定構造適判機関 登録省エネ適判機関 定期報告地域法人）	個別にサーバを用意せずに、利用料のみでオンライン受付体制構築 特定行政庁への確認審査報告書等のオンライン提出（電子報告） 建築確認検査のほか、構造・省エネ適判、定期報告もオンライン受付 オンライン受付した物件について、消防同意依頼・回答のオンライン化 既に独自の台帳管理システムをお持ちの場合、それを引き続き活用しつつ、オンライン化で不足する機能のみを新システムにドッキングして拡充（独自システム側の改修が必要）
市町村	現地調査等の依頼・回答のオンライン化
消防	消防通知受付・同意事務のオンライン化
建築士事務所	全都道府県・全指定事務所登録機関の登録申請窓口オンライン化
都道府県（建築士法行政） 指定事務所登録機関	個別にサーバを用意せずに、利用料のみでオンライン受付体制構築

1

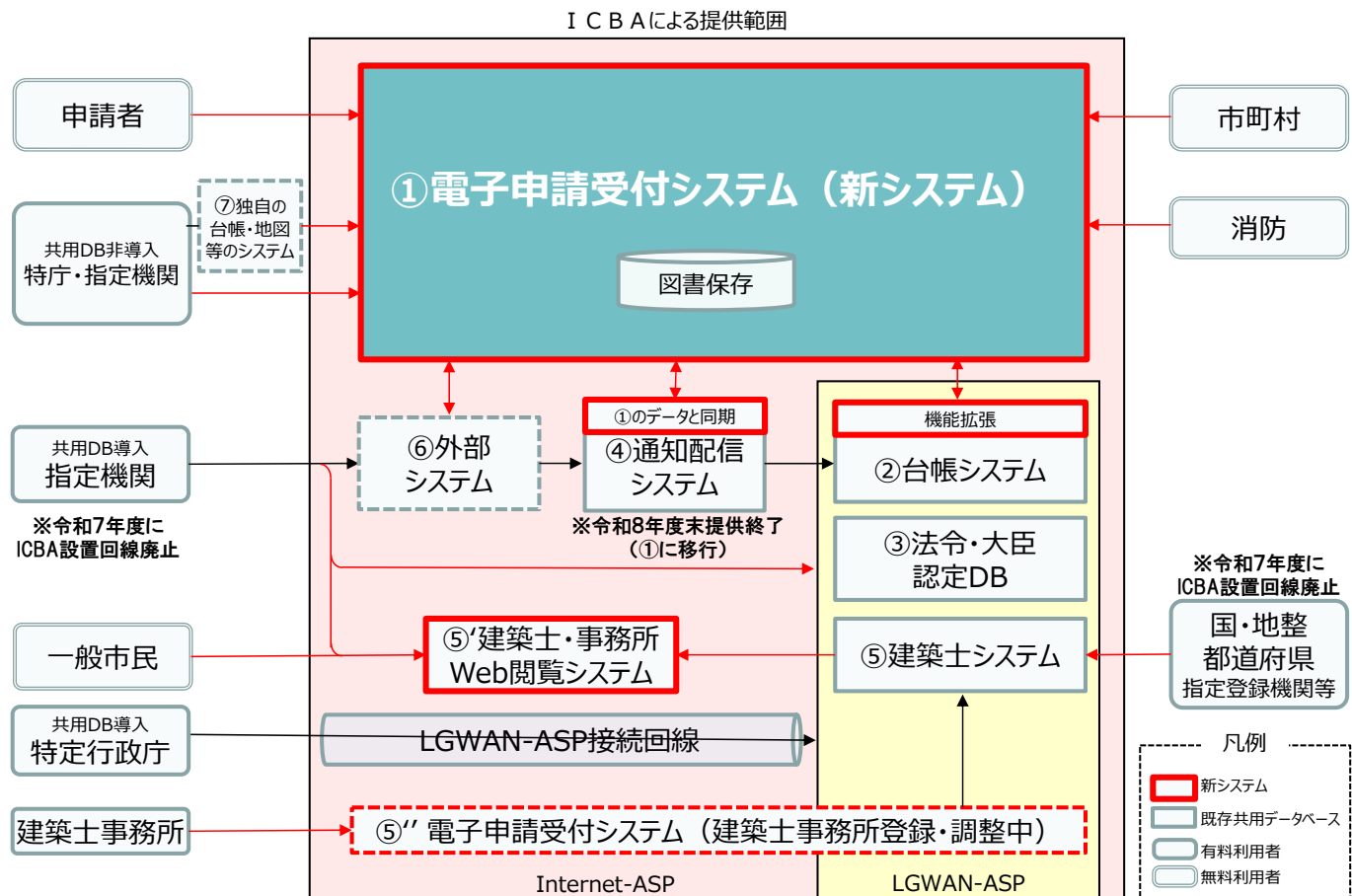
2023/06/22

2 建築行政 IT インフラとしての新システムの機能構成イメージ



- ☞ 新システムにより、特定行政庁、指定確認検査機関等で必要ときに簡単に電子申請の受付開始が可能
- ☞ 外部システムとの接続口（API）により、既存システムを入れ替えることなく必要な機能を選択しての接続が可能
- ☞ クラウド化により、市町村、消防などの関係機関による参照や情報更新も検討

3 新システムと既存共用データベースの関係



3

4 新システム構築 全体スケジュール

※時期・内容とも今後変更の可能性があります

	R5 (2023)年度	R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度	R9 (2027)年度
国土交通省 (ICBA)	① 電子申請受付システム開発 ② 台帳システム ③ 法令・大臣認定 ④ 通知配信システム ⑤ 建築士システム	動作テスト ②③④⑤ アカウント移設 ●7月頃 R7以降の利用料公表 ●秋頃 独自システム接続用 インターフェイス (API) 公表	①の提供 ②③④ 提供継続 ⑤ 提供継続? (⑤' WEB閲覧システムに移行?) ⑤' 建築士・事務所Web閲覧システム ⑤'' 事務所登録システム (調整中) ICBA設置回線撤去 (旧IP-VPN回線)		②③ 提供継続 ④ 提供終了(①に移行)
特定行政庁 指定確認検査機関等	現行システム運用	電子申請 受付準備 独自システムがある場合、その改修	①の追加		④の利用停止
建築士法 関係団体	現行システム運用	Web閲覧 準備	都道府県及び指定事務所登録機関のみ ⑤''の追加		
市町村・消防		利用働きかけ	①の追加 (無料)		

🔗 R7年度より新システムを利用可能

🔗 通知配信システムはR8年度末で提供終了、それまでに新システムへの切替が必要

🔗 市町村・消防への利用働きかけは、国のほか、特定行政庁及び指定確認検査機関からも行うことを想定

5 新システム構築に伴う専用回線の一部廃止

ICBA設置回線(LGWAN以外の専用回線)を令和7年度以降廃止、インターネット回線に切替え。
特定行政庁においては、LGWAN回線に加えてインターネット回線からも利用可能となる。

利用者種別	接続回線		備考
	令和6年度まで	令和7年度以降	
特定行政庁	LGWAN回線(専用回線)	LGWAN回線(専用回線) インターネット回線にも対応	変更なし
指定確認検査機関 指定構造適判機関	ICBA設置回線(専用回線)	インターネット回線	回線切替の詳細 は令和6年度末 より順次ご案内 予定
国土交通省本省 地方整備局	ICBA設置回線(専用回線)	インターネット回線	
建築士会 建築士事務所協会	ICBA設置回線(専用回線)	インターネット回線	

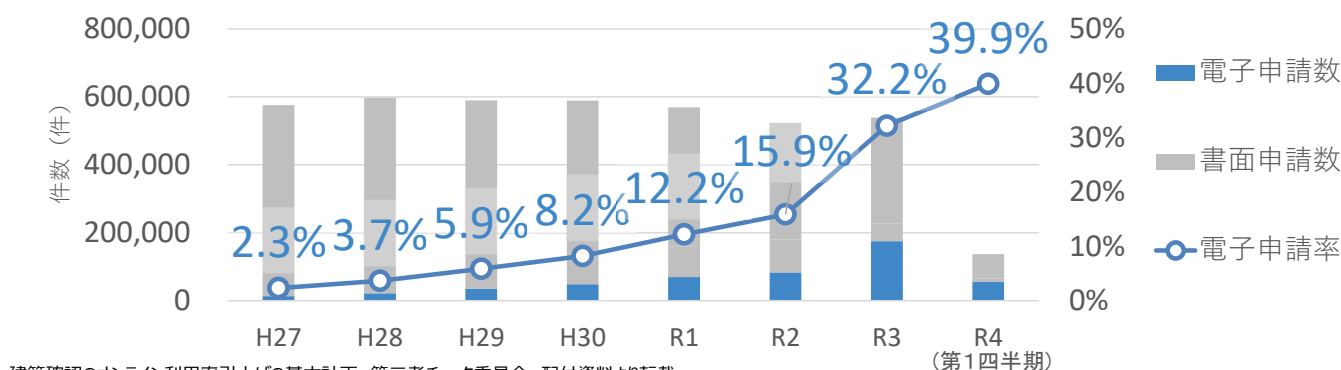
- ・切替による利用者側の費用負担なし。ただし、切替後の既存のインターネット回線(他業務で既に利用しているもの)に係る費用、切替に伴う社内ネットワーク設定の変更費用は利用者負担。
- ・インターネット回線で専用回線と同等のセキュリティ性能を確保するため、総務省等のガイドラインも踏まえ、「ワンタイムパスワード」方式を採用する方向で検討中。なお、一般市民向けのWEB公開用機能はパスワードなしでアクセス可能。

「規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)」のデジタルガバメント分野「(3)新たな取組」に記載の「7.個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ」を踏まえ、建築確認等の手続きについて、オンライン利用率目標等を定める基本計画等を令和2年12月に策定・公表、令和3年3月、9月に見直しを行った。

「建築確認等」に関する基本計画(R3.9改訂) 対象手続とオンライン利用率目標

手続名	総手続件数 (令和元年度)	オンライン利用率 (令和元年度)	オンライン利用率目標	取組期間 (達成期限)
1. 建築確認	569,269件	12%	50%	令和7年度末
2. 建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告	1,075,230件	0%	40%	令和7年度末
3. 構造方法等の認定	3,452件	38%	80%	令和4年度末

1. 建築確認申請の電子化率の推移



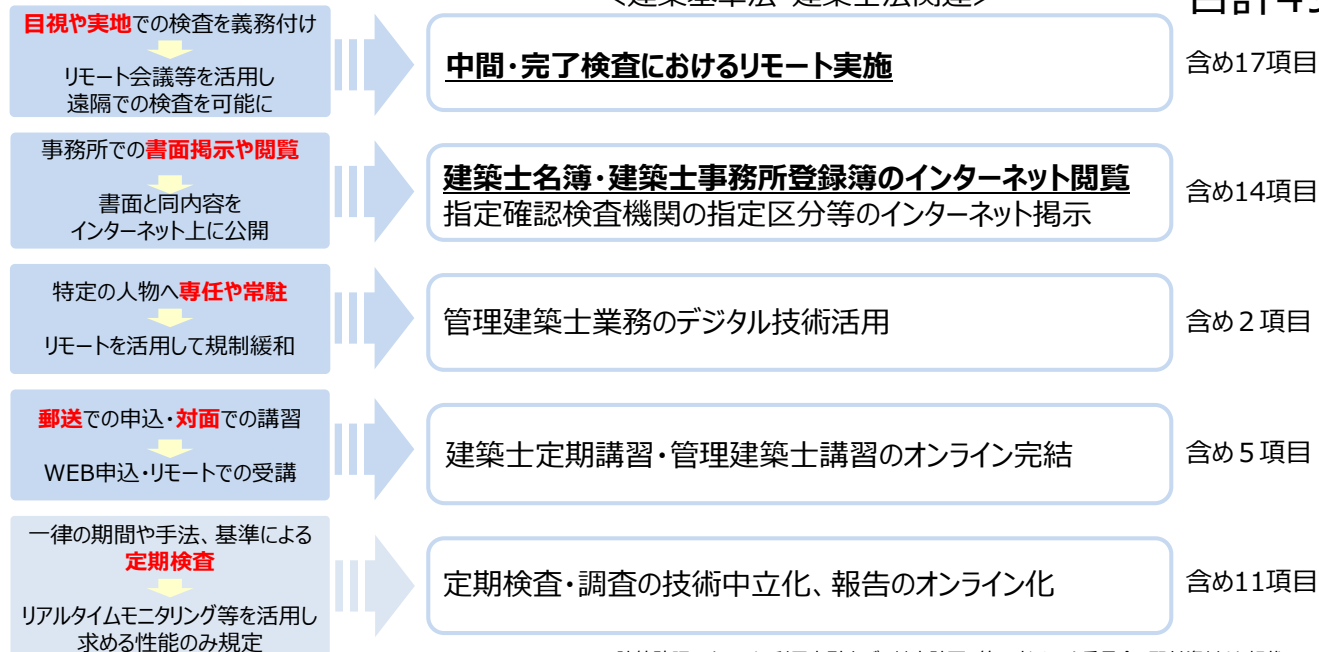
建築確認のオンライン利用率引上げの基本計画 第三者チェック委員会 配付資料より転載
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000133.html

7

- 2022年7月～2025年6月の3年※を集中改革期間と設定し、当該原則に沿って、我が国のデジタル改革、規制改革、行政改革を一気に見直す「一括見直しプラン」を令和4年6月に策定。
 ※ 河野大臣の発言を受け2022年7月～2024年6月の2年に短縮
- 当該プランに基づき、個別のアナログ規制に係る見直し内容・時期を示す「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を令和4年12月に決定(第6回デジタル臨時行政調査会)。

<建築基準法・建築士法関連>

合計49項目



8

第 3 その他

1. 既存建築確認台帳の電子データ化について

ICBAでは、特定行政庁に保管された紙の建築確認台帳等の情報を建築行政の基礎資料として活用するため、これらの情報を電子データ化して共用DBに投入する業務を実施しています。

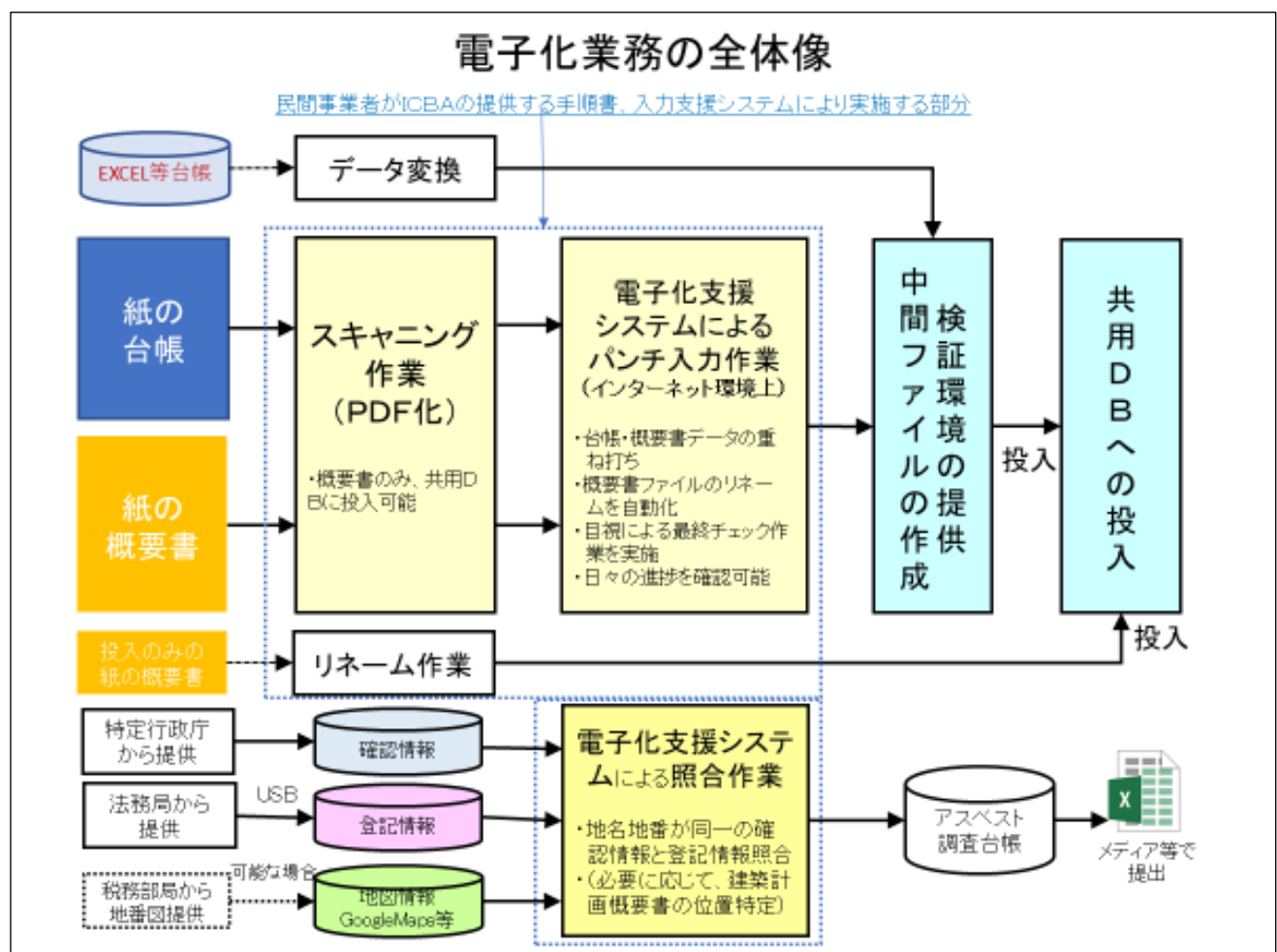
1. アスベスト補助金を活用した電子化について

アスベスト補助金は、令和2年12月24日「住宅・建築物アスベスト改修事業の延長・見直しについて」(別紙)のとおり、民間建築物は令和7年度末まで延長されています。

この補助金は定額補助であり、紙の台帳・建築計画概要書を電子化し、そのテキスト情報と概要書PDFを共用DBに投入する(①:電子化業務)ことのほか、一定の確認情報と登記情報を地名地番で紐つけることにより作成する「アスベスト調査台帳」を整備する(②:アスベスト調査台帳整備業務)費用が全額補助対象とされています。

建築物台帳等が電子化されることにより、既存住宅売買の円滑化のため、平成29年3月31日国住指第4546号「台帳記載事項証明書の発行について」(課長通知)で求められている台帳記載事項証明書の発行も容易になると考えられます。

表1 ICBAの実施する紙の台帳・概要書の電子化業務の全体像について



① 電子化業務について

表2の「電子化業務」により、ICBAが民間事業者に対して手順書とクラウド上で機能する電子化支援システムを提供し、紙の台帳・概要書を電子化し共用DBに投入する業務を受託しています。この「電子化支援システム」とは、セキュリティが確保されたインターネット上のクラウド環境において、特定行政庁ごとにカスタマイズした入力フォームをICBAが提供し、日々の進捗状況を特庁のパソコン画面から確認することができます。

紙の台帳・概要書の電子化と合わせ、EXCEL等台帳を変換し、共用DBに投入する場合があります。

表2 ICBAの電子化業務受託方式(紙の台帳・概要書を共用DBに投入する場合)

業務受託方式(○がICBA受託部分)

業務プロセス ケース	作業手順書の作成など	概要書等のPDF化	データパンチ入力	電子化支援システム提供	中間ファイル作成 検証用環境の提供	共用DBへの投入	備考
電子化業務	○	原則民間業者が実施		○	○	○	・特庁がICBA及び民間事業者の2契約を締結

注) 発注手続きの簡素化、財政部局からの指示などの理由により全ての業務の直接受託はお受けしませんのでご注意ください。

② アスベスト調査台帳整備業務について

平成28年5月24日付国住指第4276号「定期報告及びアスベスト対策に係る台帳の整備に関し必要な登記情報及び地図情報の電子データによる提供依頼等について」((課長通達)より、アスベスト調査台帳等の整備に関し、所管の法務局から建物登記の電子データによる提供を受けることが可能となりました。

確認情報及び登記情報を地名地番をキーとして紐付ける作業を実施し、アスベスト調査台帳の整備に関する業務を受託しております。

表3 アスベスト調査台帳作成のための位置・所有者特定作業の場合

業務受託方式(○がICBA受託部分)

業務プロセス ケース	作業手順書の作成など	位置特定作業	所有者特定作業	電子化支援システム提供	アスベスト調査台帳作成	備考
アスベスト調査台帳整備業務	○	原則民間事業者が実施		○	○	・特庁がICBA及び民間事業者の2契約を締結

2. 既存システム(EXCEL台帳等を含む)からのデータ移行について

既存システムから共用DBへのデータ移行は、既存システム(共用DB以外のシステム)に格納されたデータ等から「中間ファイル」を作成いただき、それを台帳登録閲覧システムの検証環境に投入して移行後の状態を十分確認いただいたのち、ICBAが共用DBの本番環境に投入することにより行います。データ移行関係資料と必要な費用はICBAのホームページに公開しております。

URL:<https://www.icba.or.jp/kyoyodb/#a4>

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 24 日

各都道府県建築主務部長 様

令和 3 年度当初予算案における
住宅・建築物アスベスト改修事業の延長・見直しについて

国土交通省住宅局市街地建築課
建築指導課

令和 2 年 12 月 21 日に令和 3 年度予算案が閣議決定され、社会資本整備総合交付金による住宅・建築物アスベスト改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）について、別添 1 のとおり、延長・見直しを行う予定としておりますので、お知らせいたします。

- 民間建築物については、令和 7 年度末まで着手期限を延長することを踏まえて、補助制度による支援を行う地方公共団体においては、民間建築物所有者に対して補助事業を周知し、積極的な活用を促すなど、民間建築物のアスベスト対策の一層の推進に努められたい。
- 市区町村所有建築物については、令和 5 年度末まで着手期限を延長するとともに、アスベスト調査台帳（小規模建築物を含む）の整備を要件にすることを踏まえ、地方公共団体において早期にアスベスト調査台帳を整備し、速やかに除去等の対策に取り組まれない。
これに伴い、アスベスト調査台帳の整備状況や支援制度の活用意向について、別添 2 に従い、調査にご協力いただきたい。
都道府県におかれましては、これらの内容について、貴管下の市区町村に周知くださいますようお願いいたします。
なお、事業実施には、国会における令和 3 年度予算成立が前提になるため、今後、内容等が変更になることがあります。

住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）の延長

1. 目 的

住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）のアスベスト含有調査等及びアスベスト除去等に関する事業期限の延長を行うとともに、必要な見直しを行い、アスベスト対策を推進する。

2. 内 容

（1）民間建築物

（現行） 令和2年度末までに着手したものが対象

（改正） 令和7年度末までに着手したものが対象

（2）市区町村所有建築物

（現行） 令和2年度末までに着手したものが対象

（改正） 令和5年度末までに着手したものが対象

ただし、アスベスト調査台帳（小規模建築物を含む）を整備している地方公共団体に限る。

2. 建築行政・技術情報提供事業

①講習会

■建築基準適合判定資格者検定を受検される方を対象とした講習会

・令和5年度 建築基準適合判定資格者検定受検講習会

「令和5年度版建築基準適合判定資格者の手引き」をテキストとし、昨年出題された検定問題や出題傾向の解説を中心とした【解説コース】と演習問題とその解説を行う【演習コース】、【解説コース】と【演習コース】をセットにした【セットコース】を用意。(オンデマンド講習会)

配信期間：【解説コース】令和5年6月1日(木)～8月24日(木)

【演習コース】令和5年7月3日(月)～8月24日(木)

【セットコース】解説講義 令和5年6月1日(木)～8月24日(木)

演習講義 令和5年7月3日(月)～8月24日(木)

申込期間：令和5年4月10日(月)～7月21日(金) 17:00

後援：日本建築行政会議

■建築審査・検査者を対象とした能力向上を目的とした研修会

・令和5年度研修 建築確認実務Ⅰ・Ⅱ

建築基準法をはじめ、消防法など関連する法令の知識を修得するとともに、建築確認において問題となる事例の講義を通じ、実務能力の向上を図ります。(集合研修及びライブ研修)

開催期間：＜Ⅰ＞令和5年6月20日(火)～6月23日(金)の4日間

＜Ⅱ＞令和5年10月10日(火)～10月13日(金)の4日間

会場：(一財)全国建設研修センター 研修会館

共催：(一財)全国建設研修センター

・「建築構造審査・検査要領―確認審査等に関する指針 運用解説編―2022年版」

解説講習会

特定行政庁・指定確認検査機関・構造適判機関、建築物の構造設計者等を対象に、2016年版からの改訂箇所を交え、2022年版全体について、表記冊子の執筆者が解説を行う講習会(昨年開催と同内容)です。(オンデマンド講習会)

配信期間：令和5年9月頃より配信予定(約2か月間を予定)

申込開始：令和5年8月頃を予定

後援：日本建築行政会議(予定)

・令和5年度建築確認実践研修

審査実務経験の浅い行政庁等の職員を対象に建築確認審査の実践能力の向上を図るため、意匠・設備コースと構造コースの研修を行います。(オンデマンド講習会)

法改正による4号建築物の審査体制の見直しに伴う人材育成強化にもご活用ください。

配信期間：令和5年11月頃より配信予定(約2か月間を予定)

申込開始：令和5年10月頃を予定

後援：日本建築行政会議(予定)

②図書販売

今年度販売している主な図書は以下のとおりです、ホームページ上で販売しています。

・令和5年度版 建築基準適合判定資格者の手引き

これから建築基準適合判定資格者検定を受検する方の参考書です。過去5年間（平成30年から令和4年）に出題された各試験問題の出題目的、解答例を詳しく解説しています。

一般価格：3,630円（税込）、会員価格：3,267円（税込）

令和5年5月16日 発行

・建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例 2022年度版

法令改正や本書の記載内容への質疑に対する部会での検討結果を踏まえた、適用事例2017年度版の改訂版です。

一般価格：5,720円（税込）、会員価格：5,148円（税込）

令和4年10月13日 第1版第1刷発行

・建築構造審査・検査要領―確認審査等に関する指針 運用解説編―2022年版

2016年の改訂版編集以降に行われた法改正への対応、これまでに寄せられた質問や、建築主事、指定確認検査機関、構造適判機関からの要望などを基に検討を行い、再編集し6年ぶりに改訂出版したものです。

一般価格：5,500円（税込）、会員価格：4,950円（税込）

令和4年3月28日 第3版第1刷発行

・建築構造審査・検査要領―実務編 審査マニュアル―2018年版

建築確認審査・検査に関する構造基準の適切かつ統一的な運用を図るために必要な事項を解説しています。

一般価格：7,150円（税込）、会員価格：6,435円（税込）

令和5年6月12日 第1版第3刷発行

・近畿建築行政会議建築基準法共通取扱い集 2022（第2版）

「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集 【近畿建築行政会議編集】」を8年ぶりに改訂出版したものです。

一般価格：3,960円（税込）、会員価格：3,564円（税込）

令和4年12月15日 第2版第1刷発行

・2020年版 建築物の構造関係技術基準解説書（通称：黄色本）

構造設計・審査のバイブル的存在です。本改訂版は2015年6月以降の法令等の改正・施行を反映させています。

一般価格：9,900円（税込）

令和4年11月14日 第4刷発行

③改正建築物省エネ法・改正建築基準法等の周知活動

改正建築物省エネ法・改正建築基準法等に関する周知活動を（一財）日本建築防災協会とともに国土交通省に実施協力しています。

国土交通省「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）について」ポータルサイト

URL：https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_shoenehou_kijunhou.html

④情報提供

・メールマガジンの配信

建築行政関連情報を広く発信することを目的として、原則月2回配信しています。

登録はホームページから簡単に行えます。

【掲載内容】

- ・最新の建築関連法令など建築行政の動向
- ・ICBAの講習会、図書刊行などの案内
- ・建築関連団体の講習会、図書刊行などの案内

參考資料

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）の利用者及び利用予定者相互の情報交換及び意見収集の場を確立するとともに、この場を通じて共用DBの運営主体である一般財団法人建築行政情報センターとの情報共有を図り、もって共用DBの永続的な改善と普及に資することを目的とする。

(活 動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 共用DBに関する情報提供
- 二 共用DBに対する意見及び要望の取りまとめ
- 三 その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会員の資格)

第 4 条 会員は、次に掲げる者とする。

- 一 国土交通省
- 二 都道府県
- 三 建築主事を置く市町村及び特別区
- 四 指定確認検査機関
- 五 指定構造計算適合性判定機関
- 六 建築士法関係機関
- 七 その他、本会が必要と認める者

(会員の権利)

第 5 条 会員の権利は、次のとおりとする。

- 一 会員は、役員の選任権並びに総会の議決権を 1 団体につき 1 有する。
なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。
- 二 会員は、会議及び本会が主催する活動に参加することができる。

第 2 章 役 員

(役員の種類及び選任)

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1 名
 - 二 副会長 1 名
 - 三 理事 10 名以上 30 名以下
- 2 理事は、総会において選任する。

3 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会の活動を行う。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員のため就任した役員の任期は、在任者の残任期間と同一とする。

3 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第 3 章 会 議

(会 議)

第9条 会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

第10条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、次の事項を議決する。

- 一 共用DB運用の基本的事項に関する提案
- 二 会則の改正
- 三 その他本会の運営に関すること

(理事会)

第11条 理事会は、役員をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を決定する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会で決定した事項の執行に関すること
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

3 理事会は、本会の活動を効率的に実施するため、部会を置くことができる。

(会議の招集、開催)

第12条 会議は、会長が招集する。

2 総会は、原則として隔年度開催とする。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(議 長)

第13条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第14条 会議は、総会にあっては会員、理事会にあっては役員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(議 決)

第15条 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

2 前項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(代理表決等)

第 16 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会
員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前
2 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第 4 章 事 務 局

(事務局)

第 17 条 協議会の事務を処理するため、一般財団法人建築行政情報センター
に事務局を置く。

2 本会の運営経費は、事務局が負担する。

第 5 章 雑 則

(細 則)

第 18 条 この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定
める。

(附 則)

この会則は、平成 19 年 7 月 26 日から施行する。

(附 則)

第 1 条 平成 22 年度に限り、会則第 8 条第 1 項の規定による役員の任期は、
1 年とする。

第 2 条 この会則は、平成 22 年 11 月 12 日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成 24 年 4 月 27 日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成 26 年 7 月 18 日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成 27 年 7 月 24 日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成 29 年 10 月 27 日から施行する。

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 入会状況

令和5年8月1日現在

区域	特定行政庁							指定確認検査機関等					建築士法関係団体				合計
	都道府県	政令市	4条1項	4条2項	限特	特別区	計	大臣指定	地整指定	知事指定	その他	計	国・地整	建築士会	事務所協会	計	
国・連合会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	1	1	14	14
北海道	1	1		2	11		15			2	1	3	—		1	1	19
青森	1		1	2			4			1		1	—	1	1	2	7
岩手	1		1		6		8			1		1	—				9
宮城	1	1		3			5		1	1		2	—				7
秋田	1		1	1			3			1		1	—		1	1	5
山形	1			1	2		4			1		1	—				5
福島	1		2		2		5						—	1	1	2	7
茨城	1			5			6		1	2		3	—	1		1	10
栃木	1		1	7			9				1	1	—	1		1	11
群馬	1			1	1		3			1		1	—	1	1	2	6
埼玉	1	1	2	5	13		22		1	1		2	—	1	1	2	26
千葉	1	1	5	8	6		21	1	2	1		4	—				25
東京	1		1	3		19	24	13	3	1	2	19	—	1	1	2	45
神奈川	1	3	3	6			13	3	2	1		6	—	1	1	2	21
新潟	1	1	1	2			5			2		2	—	1		1	8
富山	1		1				2			1		1	—	1	1	2	5
石川	1			1	1		3			1		1	—				4
福井	1		1				2			1		1	—				3
山梨	1			1			2		1	1		2	—				4
長野	1		1	1	2		5			1		1	—	1	1	2	8
岐阜	1		1	2	1		5						—				5
静岡	1	2		4	7		14	1			1	2	—		1	1	17
愛知	1	1	5		11		18	1	2			3	—		1	1	22
三重	1		2	3	1		7			1		1	—				8
滋賀	1		1	6			8		1	1		2	—		1	1	11
京都	1	1		1			3		1	1		2	—		1	1	6
大阪	1	2	6	5			14	3	6	1		10	—	1		1	25
兵庫	1	1	2	3			7		2	1		3	—		1	1	11
奈良	1		1	2			4						—		1	1	5
和歌山	1		1				2						—				2
鳥取	1			3			4						—				4
島根	1			2	4		7						—				7
岡山	1		1	5			7						—	1		1	8
広島	1	1	1	2	1		6	1	1	1		3	—	1		1	10
山口	1			6	1		8						—				8
徳島	1						1						—				1
香川	1		1				2						—		1	1	3
愛媛	1		1	3	1		6						—				6
高知	1		1				2			1		1	—				3
福岡	1	2	1	1			5		1	1		2	—		1	1	8
佐賀	1			1			2			1		1	—		1	1	4
長崎	1		2		2		5						—		1	1	6
熊本	1	1		2			4			1		1	—				5
大分	1		1	4			6			1		1	—		1	1	8
宮崎	1			2			3						—				3
鹿児島	1				2		3			1		1	—		1	1	5
沖縄	1		1	4			6			1		1	—				7
計	47	19	50	110	75	19	320	23	25	34	5	87	12	15	23	50	457
機関総数	47	20	69	148	141	23	448	26	40	64	11	141	12	48	48	108	697
入会率	100%	95%	72%	74%	53%	83%	71%	88%	63%	53%	45%	62%	100%	31%	48%	46%	66%

第19回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 総会資料「オンライン化の現状と今後の方針」に関する質疑回答

No.	区分	質疑	回答
1	電子申請全般	特定行政庁では令和7年度から確認申請のオンライン受付、確認審査報告書のオンライン受付を利用できるのか。また、その際の準備は。	確認申請、確認審査報告書とも、令和7年度から新システムでオンライン受付を可能とする方針です。令和6年度にコスト負担を含めた準備事項を周知させていただきます。
2	電子申請全般	新システム稼働後、書面申請も引き続き受け付けるのか。いずれは書面申請を廃止する予定か。	そのとおりです。これまでのところ、書面申請を廃止する話はありません。
3	電子申請全般	新システムを経由せずに取得した次のようなファイルも、新システムに保存可能か。 ①指定機関から提出された建築計画概要書（書面）のスキナ画像 ②特定行政庁で受け付けた建築計画概要書（書面）のスキナ画像	保存可能とする方針です（現行の「台帳登録閲覧システム」と同様）。
4	WEB閲覧	建築計画概要書WEB閲覧機能の仕様詳細と利用開始時期は。	建築計画概要書WEB閲覧機能については、利用開始時期も含めて今後の検討課題です。
5	WEB閲覧	建築計画概要書WEB閲覧機能において、個人情報（印影・電話番号・平面間取り）のマスキングに関する取扱をどのように考えているか。	建築計画概要書WEB閲覧機能については、利用開始時期も含めて今後の検討課題です。なお、個人情報のマスキングに関する取扱は運用の課題と考えております。
6	WEB閲覧	建築計画概要書のうち、第三面（付近見取図・配置図）のWEB閲覧に関しては著作権法等への抵触が懸念される。新システムは第三面を除く公開の設定が可能か。	建築計画概要書WEB閲覧機能については、利用開始時期も含めて今後の検討課題です。なお、公開対象として第三面を含めるかどうかは運用の課題と考えております。
7	WEB閲覧	建築士・建築士事務所WEB閲覧システムは一級（国登録）・二級木造（都道府県知事登録）関係なく1つのシステムとなるのか。また、この閲覧システムは利用料が発生するか。	閲覧については、一級・二級等にかかわらず、1つのシステムとする予定です。登録についてはこれまでと同様、登録主体ごとに分かれたシステムとなります。利用料負担については今後検討してまいります。一般市民向けの利用料は発生しない方針です。
8	接続回線	新システムについては、特定行政庁がインターネット回線からも利用可能とあるが、LGWAN・インターネット各々で利用できる機能や対象範囲に差はあるか。	原則として差はつけない方針です。
9	接続回線	現行の台帳登録閲覧システムについて、LGWAN接続系からインターネット接続系に移行することはできるか。	現行の台帳登録閲覧システムはLGWAN接続系でのみ運用可能で、インターネット接続系に移行することはできません。

No.	区分	質疑	回答
10	接続回線	現行共用データベースで利用しているICBA設置回線からインターネット回線に切り替えた際、「切替後の既存のインターネット回線（他業務で既に利用しているもの）」に係る費用」を例示されたい。	インターネット接続用のルータを経由してICBA設置回線に接続している場合、当該ルータに共用データベースへの接続情報が設定されています。この場合、ICBA設定回線を廃止に伴い、当該ルータの設定情報を削除することが想定されますが、設定作業を外注されている場合の作業費が挙げられます。
11	接続回線	令和7年度以降、指定確認検査機関及び指定構造適判機関がインターネット回線で共用データベースに接続した場合、「建築士・事務所登録閲覧システム」「法令・大臣認定データベース」の閲覧はどのようにするのか。	接続回線の変更に伴い、接続先のURLが変更となります。閲覧方法その他は今後の検討課題です。
12	許可認定・定期報告	許可認定、定期報告のオンライン受付はどのようなイメージか。定期報告のオンライン化について、「定期報告制度のデジタル化促進事業（共通仕様書の作成）」との関係とそのスケジュールは。	許可認定、定期報告のオンライン受付は、その対応時期も含めて今後の検討課題です。
13	許可認定・定期報告	特定行政庁による新システムの利用契約の範囲で、新システムの定期報告機能に限定して定期報告地域法人が利用することはできるか。	定期報告のオンライン受付は、地域法人の利用も想定していますが、その対応時期も含めて今後の検討課題です。
14	既存共用DB	今後の台帳登録閲覧システムの改修内容と見通しは。	今後も台帳登録閲覧システムについては、法改正事項については的確に対応します。新システムとの連携に関しては、必要最低限、対応する必要がある部分には確実に対応します。
15	既存共用DB	台帳登録閲覧システムの機能改善要望： 電子報告物件の更新（軽微な変更）の円滑化、ウィンドウサイズ変更への画面サイズの追従、カレンダー入力機能の改善。	要望事項として検討させていただきます。
16	独自システム	電子報告を独自のシステムで実施している場合、新システム及びICBA設置回線廃止にかかわらず、そのまま電子報告を継続できると考えてよいのか。	そのまま継続できます。その後の接続先変更等については、別途ご案内いたします。
17	独自システム	API公表（R6秋）から新システム開始（R7春）までの期間が短すぎるため、独自システムを新システムに連携するための改修がR7春に間に合わない。この場合、新システムの内容を独自システムに手入力するしかないのか。 またはAPIによらず、新システムのデータをエクスポートする機能も提供されるのか。	連携が間に合わない場合、お見込みのとおり手入力するしか方法がないと思われます。 なお、新システムのデータをエクスポートする機能を装備したとしても、独自システム側にそのインポート機能を装備する必要がある点にご留意ください。
18	独自システム	独自の台帳システムを利用している場合、新システムにおける電子申請の入力フォーム（申請者が利用する画面）と連携できるか。 連携できない場合、ICBA台帳システムに移行する必要があるが、ICBAの台帳システムの装備機能に不足がないかをチェックする手段がない。このため、ICBA台帳システムの機能詳細の説明会開催を希望する。	独自システムとの連携方法等は今後の検討課題です。 ICBA台帳システムへの移行に向けた打合せや説明会はICBAにて随時対応いたします。

No.	区分	質疑	回答
19	独自システム	独自の台帳システムと新システムを連携する場合、連携するファイルはPDF限定か。	PDF限定とはしない方針です。
20	独自システム	独自の台帳システムと新システムを連携する場合、独自システム側で改修すべき内容はいつ示されるのか。	令和6年秋頃の予定です。
21	申請手数料	オンライン受付の際の申請手数料の納付はどのようになるのか。	新システムにおける申請手数料納付の扱いは、今後の検討課題です。一般的には銀行振込やクレジットカード等のオンライン決済が必要となります。
22	申請手数料	電子申請の手数料は、通常の書面申請による手数料のほか、電子申請手数料加算分を申請者が支払うのか。	電子申請受付には一般的にオンライン決済が必要となりますが、オンライン決済はそのための手数料が発生します。この手数料負担の扱いは、特定行政庁等でご検討いただく事項となります。
23	申請手数料	将来拡張予定の電子決済機能が装備されるまでの間、手数料納入方法を例示されたい。	新システムの受付時にシステムが振り出した番号を納付番号として扱い、オンライン決済で当該番号を振込人氏名と合わせて送信いただく方法が考えられます。この場合、突合処理は目視となること、申請書到着時には手数料未納であること等を踏まえて業務手順を検討する必要があります。
24	システム利用料	利用料負担はおおよそどのくらいになるのか。	現在検討中です。令和6年7月頃の確定金額公表に向け、適時情報発信させていただきます。
25	システム利用料	建築計画概要書WEB閲覧機能の利用料の公表時期は。	建築計画概要書WEB閲覧機能については、利用開始時期も含めて今後の検討課題です。
26	システム利用料	特定行政庁では、台帳登録閲覧システムの利用料負担が困難になりつつある。台帳登録閲覧システムについては、一定期間の有償提供によりシステム開発費を回収したと思われるので、今後の利用料単価を低減されたい。	極力利用料負担が低くなるようシステムを検討してまいります。なお、台帳登録閲覧システムのイニシャルコストは国に全額負担いただき、利用料はもっぱらランニングコストに充当してきました。このため、一定期間経過後にランニングコストが下がるリース契約とは異なることについてはご理解いただきますようお願いいたします。
27	システム利用料	新システム利用に向けた特定行政庁による「電子申請受付準備」や建築士法関係団体による「WEB閲覧準備」のための費用は必要か。	準備内容として、閉庁日の扱いを含む利用規約の作成、電子申請やWEB閲覧の説明サイト、手数料条例・細則改正等が考えられます。
28	システム利用料	R6.7月頃の利用料公表においては、各システムの利用料内訳が示されるのか。	そのとおりです。
29	システム利用料	市町及び消防の利用は無料とされているが、今後変わることはないか。	受益者による公平な負担を原則と考えておりますが、現時点では市町及び消防は「受益者」と考えにくいことからこのような表記としたものです。令和7年度以降の費用は、市町・消防も含め令和6年7月頃に公表させていただきます。

No.	区分	質疑	回答
30	その他	既存の建築計画概要書（画像データ）と台帳（文字データ）を突合して共用DB又は新システムに投入する業務は実施しているか。	建築計画概要書等の保存図書（画像データ・文字データ）については、I C B Aの定めたフォーマットによる「中間ファイル」を共用DBに投入する業務を従来より受託により実施しております。 新システムにおける同様の業務につきましては、今後の検討課題です。
31	その他	新システムは、共用データベースとは別契約となるのか。	なるべく1つの契約となるよう検討します。
32	その他	建築士事務所のオンライン受付は、I C B A・都道府県・指定事務所登録機関の三者契約となるのか。	現行の共用データベースと同様、三者契約を原則と考えております。
33	その他	消防同意依頼・回答のオンライン化において、消防側が準備しておくべき事項は。	新システムでは、消防側がアクセスして図面を審査する流れを想定しています。消防側ではこれを踏まえた消防同意事務の体制を整備いただく必要があります。
34	その他	市町経由、消防経由に対応可能な仕様とされたい。 対応する場合、どのような流れになるのか示されたい。	市町村・消防向けの機能は、今後の検討課題です。 なお、電子申請では地理的な利便性を考慮する必要がないため、電子申請の提出先を特定行政庁とすることも考えられます。この場合、市町と消防には特定行政庁から調査依頼や同意依頼を出すことになります。
35	その他	特定行政庁に対する省エネ適判申請は対応するのか。	対応する方針です。

第19回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 総会資料「オンライン化の現状と今後の方針」に関する質疑回答（当日追加分）

No.	区分	質疑	回答
36	電子申請全般	QA表（資料2－4追加）No27に絡み、「閉庁日の扱いを含む利用規約」とありますが、特定行政庁ごとに申請受付時間を設定できるということでしょうか？	システム上で特定行政庁ごとに申請受付時間を設定することは想定していません。閉庁日に送信された案件の受付は翌開庁日として扱うなどの利用規約の策定を想定したものです。
37	WEB閲覧	WEB閲覧システムについては、ICBA様側で時間制限を設けているのでしょうか。	定期的なシステムメンテナンスを行うための時間制限を行うこととなります。
38	WEB閲覧	概要書のWEB閲覧機能は今後検討課題とのことですが、実装は決定しているのでしょうか。課題が解決しない場合は、実装されないこともあるのでしょうか。	現在、時間的制約、予算的制約の中で実現性を含めて検討中です。
39	接続回線	令和7年度から、ICBAデータベースを専用回線無しでも閲覧できるようですが、手元にある専用回線ルータなどの対応はどのようにすればいいのでしょうか。撤去だけで済むことになりそうでしょうか。	ICBA設置回線に付帯する機器等については、撤去いたします。具体的な撤去方法は別途ご案内いたします。 なお、現在ICBA設置回線に合わせて各機関の既存ルータの設定を変更されている場合、撤去の際に既存ルータの設定復旧が必要になることも考えられます。この点は各機関のネットワーク管理者にご確認ください。
40	接続回線	国機関ですが、令和7年度にICBA専用回線は廃止予定か。	お見込みのとおり、事前にご案内の上、令和7年度以降はインターネット回線へ変更する予定です。
41	接続回線	現在のIPVPNシステム廃止となってインターネットに移行となる場合、現在端末等も別で用意しているがそれも不要となる理解でよろしいでしょうか？	現在ご利用中の端末をインターネット回線に接続いただくことで、引き続きご利用いただけます。
42	許可認定・定期報告	定期報告のオンライン受付について、その対応時期も含めて今後の検討課題とあるが、具体的にはどのくらいの時期を想定しているのか。独自開発するかどうかの検討をする上で、知りたい情報です。	現在、時間的制約、予算的制約の中で実現性を含めて検討中です。
43	申請手数料	手数料条例の改正にもふれていますが、電子申請が可能になったことによる受益者負担を申請者に求める場合に条例改正をする、という意図でしょうか？	電子申請受付開始に向け、まずは改正要否を点検する必要があると思われます。具体的には、電子申請において新たに発生するオンライン決済利用料、確認済証郵送費等について、従前の書面申請を前提とした手数料の範囲で対応可能かを確認することなどです。
44	システム利用料	利用料が発生するのは令和7年度からで、令和6年度は費用の発生はないという認識でよいのか。	お見込みのとおりです。仮に令和6年度中に試用版のご利用が可能となっても、利用料は発生しません。
45	その他	電子申請を導入する場合、必要なハードウェアの推奨環境（PCスペック、モニタサイズ等）は事前に提示いただけますか。	PCスペック及び必要なソフトウェアについては、事前に公開いたします。
46	その他	市町村消防本部からも、通知・同意の電子化について、現在検討を行っています。消防への新システムの周知はどのように想定されていますでしょうか。もしくは国交省又はICBAから総務省消防庁へも既に新システムが無料で使用できる旨等の周知をしているのでしょうか。	今後、国土交通省より総務省消防庁への働きかけを含めた対応が講じられると聞いております。

建築分野のDXについて

令和5年7月

住宅局 参事官(建築企画担当)付
建築デジタル推進官 藤原 健二

住宅・建築行政を取り巻く状況変化

人口減少・
世帯減少

気候変動問題
(2050年カーボンニュートラル、
脱炭素社会の実現)

多様な/新しい住まい方・
柔軟な働き方
(テレワーク、二地域居住 等)

新技術の活用
DXの進展

改正法の円滑施行

- 令和 7 (2025) 年 4 月 全面施行予定
⇒円滑施行連絡会議 (R4.11設置)
⇒政令、申請・審査マニュアル (R5)

■ 審査体制の充実

建築主事試験の見直し、オンライン申請、リモート検査

■ 施主・設計者・施工者に対する周知・技術力向上

事務所DM、確認窓口・業界団体等を通じた周知徹底

■ 設計者等に対するサポート体制

地域ネットワークを活用したサポート体制

建築行政におけるデジタル化

- 令和 7 (2025) 年度を中心に順次開始

建築確認申請等の
オンライン申請システム

完了検査等の
リモート化

インターネット閲覧
(名簿、登録簿、書面掲示 等)

定期報告の
デジタル化

建築BIMを活用した建築確認

建築BIMを活用した設計・施工・維持管理

今後に向けて

- 人口減少・担い手減少の時代においても、カーボンニュートラル等の**国民・社会からの期待に応えられる建築行政・建築産業**であり続けるために、**デジタル化への積極的な対応**が必要。

省エネ

フラット35
省エネ義務化

住宅ローン減税
省エネ義務化
(2024.1.1確認以降)

**全ての住宅・建築物
省エネ義務化**

【新築】
ZEH・ZEB水準の
省エネ性能の確保

【ストック平均】
ZEH・ZEB水準の
省エネ性能の確保

確認・検査

2級建築主事（仮）

改正法円滑施行

4号特例の見直し

建築確認申請
オンライン利用率**50%**

**建築確認電子申請
受付システム**

手続の オンライン 化

事務所登録
オンラインシステム
(試行)

完了・中間検査
リモート検査がイロイロ

士名簿・事務所登録簿
ネット閲覧（制度整備）

事務所登録
オンラインシステム
士名簿・事務所登録簿
ネット閲覧

(事務所登録手数料見直し等)

建築BIM

建築BIM
工程表

BIM図面審査

BIMデータ審査

2023
令和5

2024
令和6

2025
令和7

... 2030

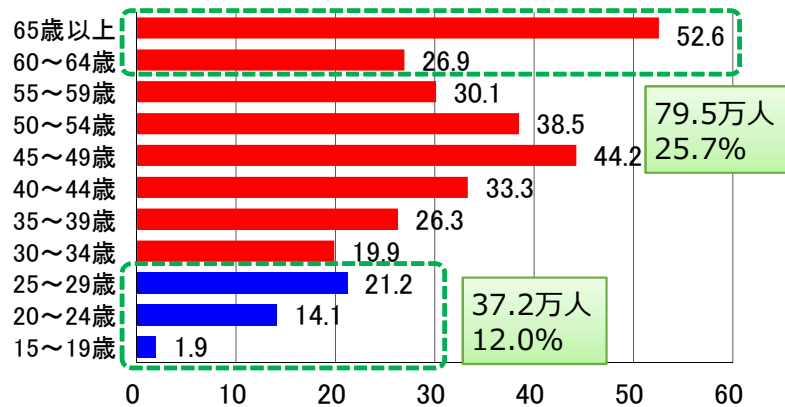
... 2050

国民・社会からの期待に
応えられる建築行政・建築産業

建設技能労働者の高齢化

60歳以上の高齢者（79.5万人、25.7%）は、10年後には大量離職が見込まれる。一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分。

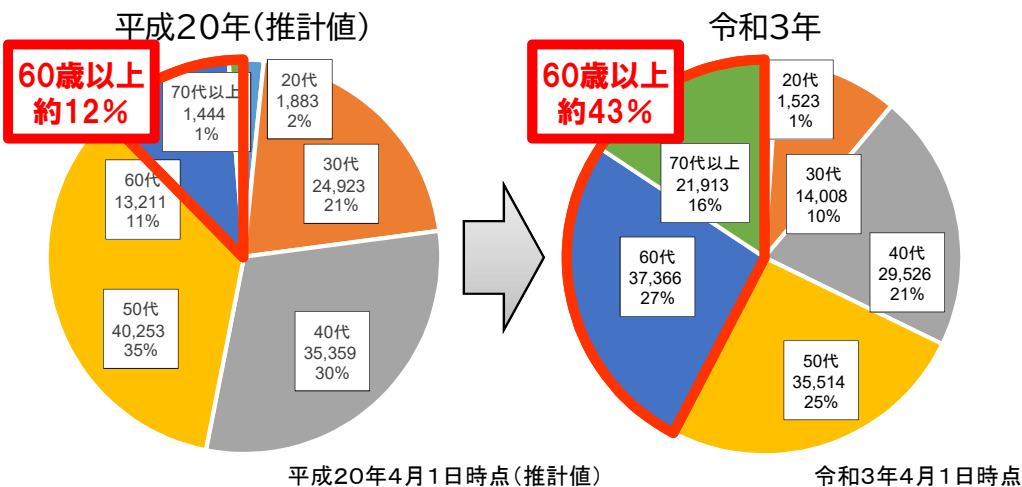
年齢階層別の建設技能労働者数



出典：総務省「労働力調査」（R3年平均）を元に国土交通省にて推計

一級建築士(所属建築士)の高齢化

平成20年以降、一級建築士（所属建築士）の高齢化が進んでおり、60歳以上の割合が4割（約10年前と比べ3倍）。



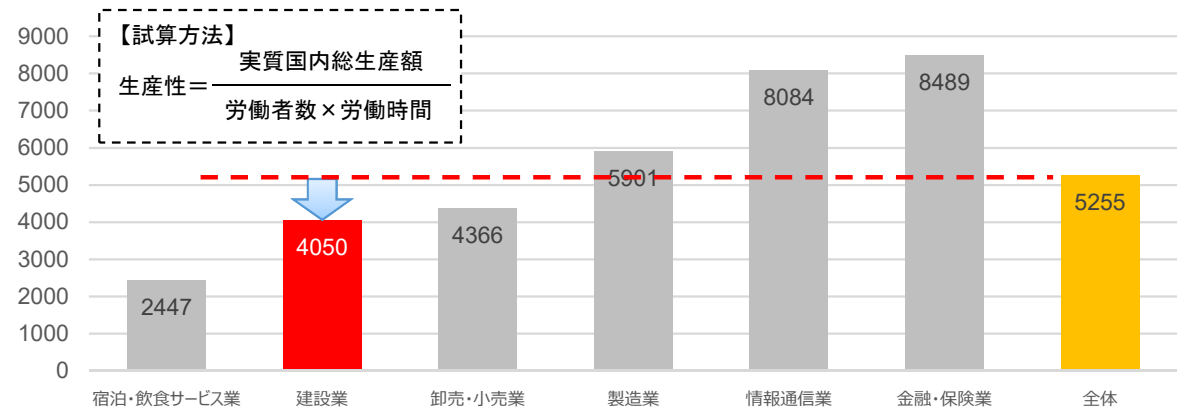
平成20年4月1日時点（推計値）

令和3年4月1日時点

生産性の低さ

2020年の建設業全体の労働生産性は4050円で、全産業平均(5255円)を下回っている。

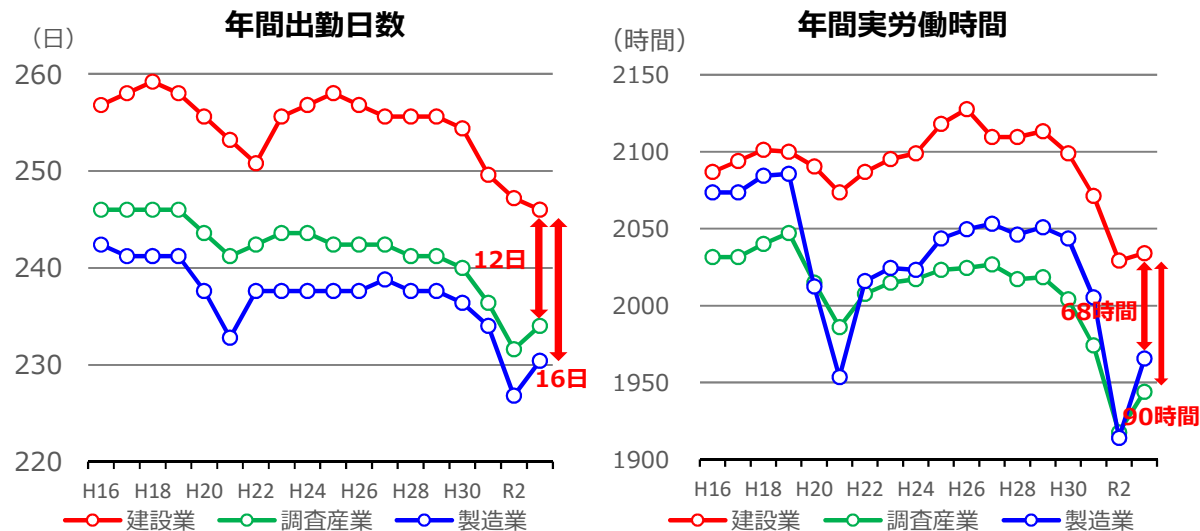
2022年産業別生産性試算



出典：内閣府「2020年度国民経済計算」より国土交通省にて作成

長時間労働

建設業は調査産業全体と比較して年間12日、90時間の長時間労働の状況。



出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」を元に国土交通省にて作成（パートタイムを除く一般労働者）

社会課題

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少

東京一極集中に伴う地方都市の活力の低下

地球温暖化・災害の激甚化・頻発化

等

建築・都市のDX

建築分野

建築確認のオンライン化

中間・完了検査の遠隔実施

定期報告のデジタル化

建築BIMの社会実装

都市分野

PLATEAU

データ整備の効率化・高度化

ユースケース開発

地域における社会実装

不動産分野

不動産ID

民間・行政データへの紐付け

活用に向けた環境整備

ユースケース調査・横展開

- ・ 建築生産（設計、施工、維持管理）や都市開発（計画、整備、維持管理）、不動産に関する業務の『生産性の向上』
- ・ 屋内空間（建築物）や屋外空間（都市）、不動産の『質（快適性、安全性、利便性）の向上』

目指す将来像

建築・都市・不動産分野の情報と他分野（交通、物流、観光、福祉、エネルギー等）の**情報が連携・蓄積・活用できる社会の構築**

生産性の向上

女性活躍

建築物・都市の維持管理の効率化

地方創生

グリーン化

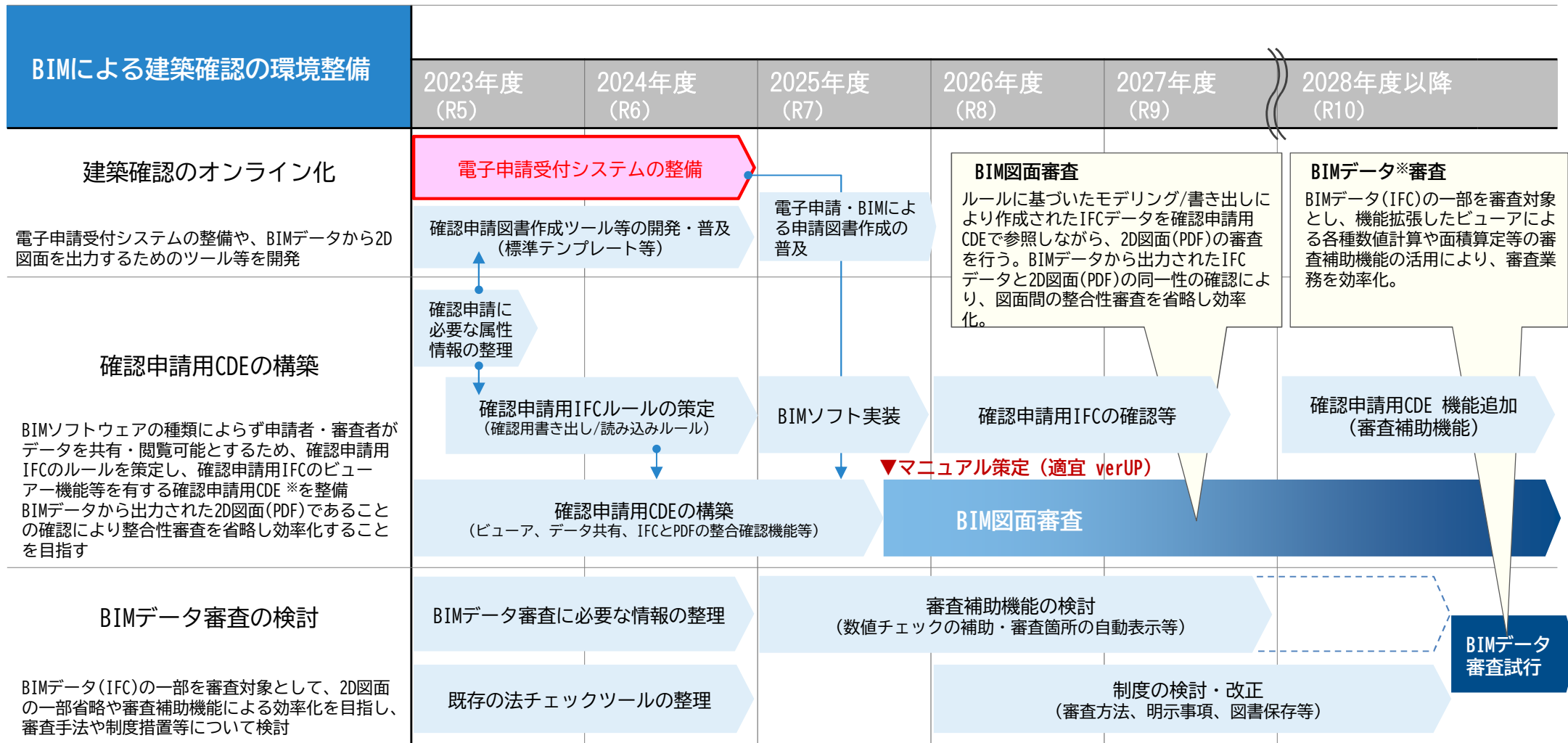
防災政策の高度化

新サービスの創出

住宅局所管業務のDXを進めることにより、業務の生産性向上を図るとともに、建築分野のデジタル情報と他分野に関するデジタル情報との連携によるイノベーションが生まれる社会を構築するため、電子化等の検討を戦略的に進める必要がある。

- ① CADによる建築確認の電子化
- ② 構造適判手続きの電子化
- ③ 省エネ適判手続きの電子化
- ④ 中間検査・完了検査の電子化（遠隔実施）
- ⑤ 工事届の電子化
- ⑥ 定期報告の電子化（報告の電子化、新技術を活用した検査、検査支援アプリの開発）
- ⑦ 建築BIMの普及促進（建築BIMによる建築確認、デジタル工作機械・施工ロボットとの連携、維持管理BIMの活用促進、PLATEAU・不動産IDとの連携）
- ⑧ 建築計画概要書の閲覧の電子化
- ⑨ 定期調査報告概要書の閲覧の電子化
- ⑩ 建築士関連の電子化（試験、登録）
- ⑪ 建築士事務所関連の電子化（登録、帳簿の閲覧、業務報告書の提出）
- ⑫ 建築士定期講習の電子化
- ⑬ 構造一級建築士講習、設備一級建築士講習の電子化
- ⑭ 建築物調査員講習等の電子化
- ⑮ 各種資格（一級建築士、二級建築士、建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者、建築物調査員、建築設備等検査員）のマイナンバーとの連携

新築する建築物のほぼ全てが経る確認申請をBIMデータを用いて行うことができるようにすることで、申請・審査の効率化を図るとともに、共通化されたBIMデータやその伝達手法を社会に共有し、BIMの可能性を更に広げる。



※CDE(Common Data Environment)：共通データ環境

※BIMデータ：BIM モデルに加え、BIM 上での2D による加筆も含めた全体の情報をいう。

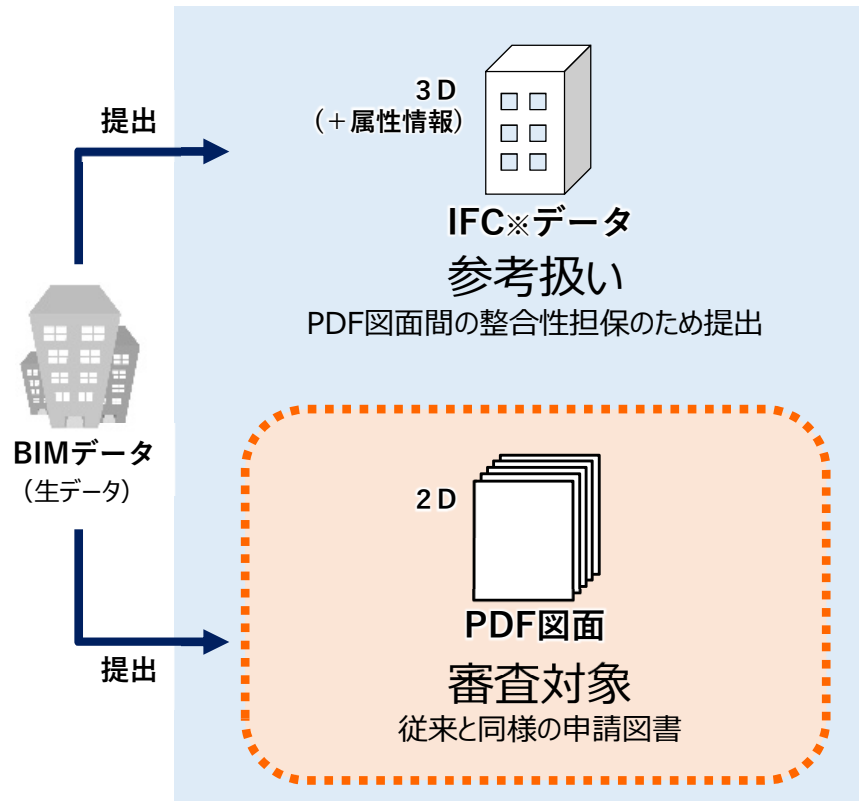
- 全ての特定行政庁・全ての指定確認検査機関が利用可能
- 利用料のみで使用可能
- 構造適判、省エネ適判、消防同意の手続が可能
- 将来的には、BIMによる建築確認、定期報告、許認可等の手続が可能な高い拡張性
- 部分的な利用が可能（例えば、消防同意の手続のみ本システムを活用など）
- 2025年4月に運用開始

BIM図面審査

BIMデータから出力されたIFCデータとPDF図面の提出により、図面間の整合チェックが不要となり、審査期間の短縮に寄与

2025
開始

2027
全国展開



BIMデータ審査

IFCデータを審査に活用し、審査に必要な情報が自動表示されることにより、更なる審査の効率化（審査期間の更なる短縮）に寄与

並行して検討

将来像

IFCデータを活用した
審査対象を順次拡大

